

せいかちょう
精華町やさしいまちづくり整備指針

かい てい ばん
改訂版

へいせい ねん ねん がつ
平成26年(2014年)3月

せいかちょう
精華町

もくじ 目次

I	はじめに	1
II	整備基準	5
1.	廊下等	6
2.	階段	8
3.	屋内の傾斜路	12
4.	便所	14
5.	敷地内の通路	22
6.	駐車場	24
7.	全ての人が利用しやすい経路	26
(1)	経路の基本構造	26
(2)	出入口	28
(3)	廊下等	32
(4)	傾斜路	34
(5)	エレベーター	36
(6)	敷地内の通路	40
8.	浴室等	42

9.	客席 ^{きやくせき}	44
10.	案内設備 ^{あんないせつび}	46
11.	客室 ^{きやくしつ}	48
12.	その他 ^た	50
Ⅲ	参考資料 ^{さんこうしりょう}	55
1.	整備基準適用表 ^{せいびきじゆんてきようひょう}	56
2.	床（路面）仕上げの考え方 ^{ゆか　ろめん　し　あ　かんが　かた}	58
3.	動作空間、車いす等の基本寸法 ^{どうさくうかん　くるま　など　きほんすんぽう}	60
4.	視覚障害者誘導用ブロック等 ^{しかくしょうがいしゃゆうどうよう　ぶ　ろ　っ　く　など}	64

I はじめに

1. 指針の目的と利用方法

やさしいまちづくりとは年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、すべての人が安心して快適に生活できる条件づくりとして、施設や交通機関等のバリアフリー化において、利用者の視点に立った整備や取組みを進めるものです。

本指針は、やさしいまちづくりを推進していくため、特定の建築物（旅客施設を除く）を設置する際のバリアフリー整備の内容を示したものです。バリアフリー法の制定（平成18年）や京都府福祉のまちづくり条例の改正（平成24年）を踏まえるとともに、精華町の実情を考慮して、特定の建築物を設置する際のバリアフリー整備において遵守すべき基準（●：整備基準）と整備が望ましい事項（○：推奨）を示しています。

なお、バリアフリー法では、高齢者や身体障害者のみならず、知的障害者、発達障害者、精神障害者を含むすべての障害者や妊婦、けが人等の移動が対象となることが明確化されています。指針に記載している基準にとどまらず、さまざまな立場の人に配慮した安全で使いやすい施設が整備されることを期待します。

2. 指針の対象とする建築物

本指針では、不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する建築物（旅客施設を除く）を対象とします。本指針の対象とする建築物は「対象建築物一覧」を参照してください。対象建築物のうち、規模の大きいものを特別特定建築物として定め、より厳しい基準を求めています。

対象建築物一覧

用途		規模（床面積の合計）	
		特別特定建築物	
1	学校	特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）	1,000 m ² 以上
		上記以外のもの	2,000 m ² 以上
2	病院又は診療所	全て	1,000 m ² 以上
3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	全て	1,000 m ² 以上
4	集会場又は公会堂	全て	1,000 m ² 以上
5	展示場	全て	1,000 m ² 以上
6	卸売市場又は百貨店、マートその他の物品販売業を営む店舗	卸売市場	—
		コンビニエンスストア、薬局もしくはドラッグストア又はスーパーマーケット	1,000 m ² 以上
		上記以外のもの	200 m ² 以上
7	ホテル又は旅館	全て	1,000 m ² 以上
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	1,000 m ² 以上
		上記以外のもの	2,000 m ² 以上
9	共同住宅、寄宿舍又は下宿	2,000 m ² 以上 又は 50 戸以上	3,000 m ² 以上
10	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの（主として高齢者、障害者が利用するものに限る）	1,000 m ² 以上
		上記以外のもの	2,000 m ² 以上
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	全て	1,000 m ² 以上
12	体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類するもの又は遊技場	体育館（一般公共の用に供するものに限る） 水泳場（一般公共の用に供するものに限る） もしくはホーリング場又は遊技場	2,000 m ² 以上
		上記以外のもの	—

用途		規模（床面積の合計）	
			特別特定建築物
13	博物館、美術館又は図書館	全て	1,000 m ² 以上
14	公衆浴場	全て	1,000 m ² 以上
15	飲食店又はキャバレー、 料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これら に類するもの	飲食店	200 m ² 以上
		上記以外のもの	200 m ² 以上
16	理髪店、クリーニング 取次店、質屋、貸衣装屋、 銀行その他これらに類す るサービス業	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗、 理髪店、美容院又は電気事業・ガス事業・ 電気通信事業に係る営業所	全て
		上記以外のもの	200 m ² 以上
17	自動車教習所又は 学習塾、華道教室、 囲碁教室その他これら に類するもの	自動車教習所又は学習塾	500 m ² 以上
		上記以外のもの	500 m ² 以上
18	工場	3,000 m ² 以上	
19	自動車の停車又は駐車 のための施設	一般公共の用に供するもの	50台以上
		上記以外のもの	50台以上
20	公衆便所	全て	50 m ² 以上
21	公共用歩廊	全て	2,000 m ² 以上
22	火葬場	全て	
23	神社、寺院又は教会	500 m ² 以上	
24	消防法第8条の2第1項に規定する地下街	全て	

※「規模」とは、床面積の合計のことを言い、増築、改築、用途変更、大規模な改修をする場合は、増築等に係る部分の床面積の合計を言います。

※用途が複合する建物の場合は、全体の規模が、1,000 m²以上であれば、単独では上表「規模」の欄の左側に掲げる規模に満たない用途の部分も対象に含まれます。

単独では特別特定建築物でない建築物であっても、同一敷地内における他の特別特定建築物の床面積との合計が2,000 m²以上の場合は、特別特定建築物となります。

Ⅱ せいびきじゅん 整備基準

1. 廊下等

基本的な考え方

- + 利用者が安全に通行できるよう、滑りにくい仕上げ、段差の解消、幅の確保、壁面に突出物等を設けないといった点を考慮します。
 - + 利用者が容易に目的の場所に到達できるよう、また、非常時に避難しやすいよう、分かりやすい動線計画とします。
- ※ここでは、全ての廊下等が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する廊下等については、P32「7. 全ての人が利用しやすい経路（3）廊下等」も参照してください。

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 床面の安全確保

- 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (P58「2. 床（路面）仕上げるの考え方」を参照）

② 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- 階段又は傾斜路の上端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - ア 勾配が1/20を超えない傾斜路
 - イ 高さが16 cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜路
 - ウ 駐車場（主として自動車の駐車のために供する施設をいう。以下同じ。）に設ける場合

③ 段差の解消

- 廊下には段差を設けないこと。
- 廊下に高低差が生じる場合は傾斜路を設けること。（傾斜路の仕様はP12「3. 屋内の傾斜路」を参照）

④ 手すりの設置

- 障害者や高齢者の利用が多い施設では手すりを設けること。（手すりの仕様はP8「2. 階段」を参照）
- ・両側に、できるだけ連続して設けます。

⑤ 出隅の安全確保

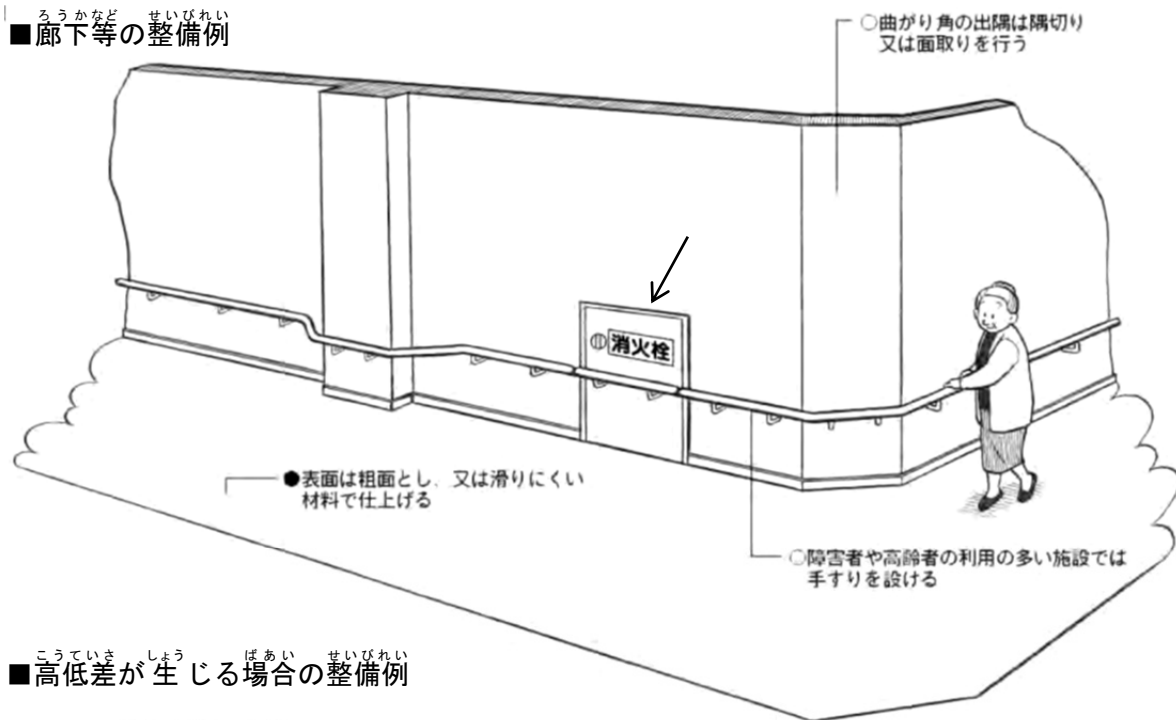
- 車いす使用者等が多く利用する施設では、廊下の柱や曲がり角の出隅は、隅切り又は面取りを行うこと。
- ・見通しを確保して出会い頭の衝突を防止します。また、車いす使用者が角を曲がりやすくなります。

⑥ 壁面の安全確保

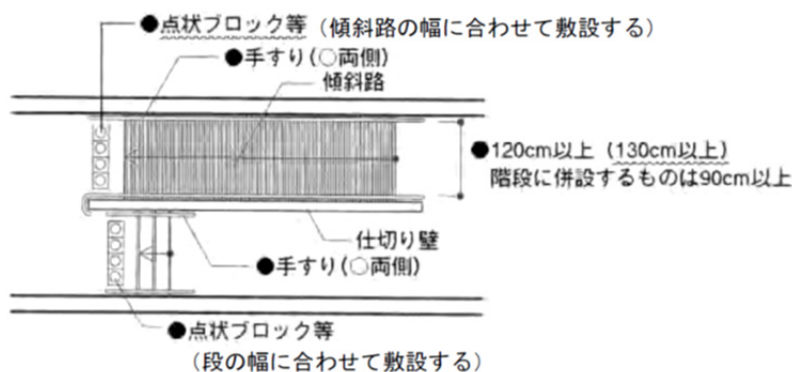
○壁面には、通行の妨げや視覚障害者の衝突等を防止するよう、原則として突出物を設けないこと。

○やむを得ず柱型等が突出する場合には、衝突を防ぐよう手すりなどで誘導すること。

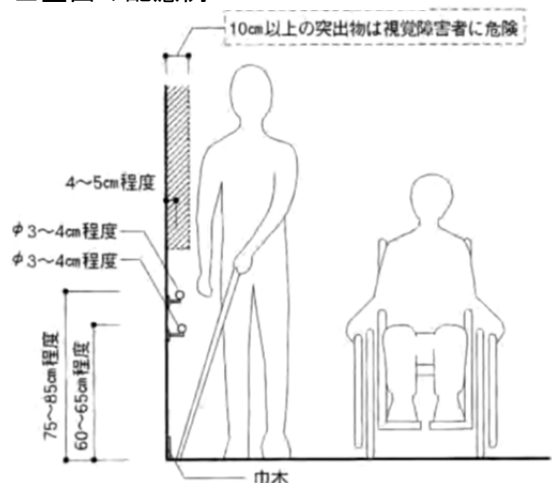
■廊下等の整備例



■高低差が生じる場合の整備例



■壁面の配慮例



■壁面に突出物を設けない例



2. 階段

基本的な考え方

- + 階段は、転落や転倒の事故の危険性が高い場所であることから、手すりや滑り止めの設置、段の識別しやすさの確保等、安全対策を重視します。
- + 階段は、移動の負担の最も大きい箇所であることから、踏面や蹴上寸法への配慮、幅や踊場の確保等、上り下りしやすい形状とし、負担の軽減を図ります。

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 手すりの設置

●階段及び踊場に連続して手すりを設けること。

- ・階段の前後で手すりが途切れると視覚障害者が「階段が終わった」と思ってしまう危険なため、連続して設けること。

○手すりは両側に設けること。

○手すりは廊下にも連続させて設けること。

○手すりの端部には、現在位置及び行き先の階を点字で表示すること。

○幅員が300 cm以上の階段の場合は、中央にも手すりを設けること。

○手すりの端部は45 cm以上水平に延長すること。

- ・段から水平な所に踏み出す部分ではつまずきやすいので、手すりを水平に延長し、体を支えられるようにします。

○誘導用の手すりを設ける高さは、1本の場合は80 cm～85 cm程度とし、子どもの利用等を考慮して2本設ける場合は60 cm～65 cm程度及び75 cm～85 cm程度とすること。

○手すりの形状は、手の小さな人でも握りやすいように外径寸法に配慮すること。また、子ども用の手すりを設ける場合は、子どもの手の大きさを考慮した外径寸法とすること。

○壁との間隔は5 cm～6 cm程度とし、手がぶつからないように手すりの下側で支持する構造とすること。

○手すりの端部は下方又は壁側へ折り曲げること。

- ・服の袖口の引っ掛かり防止や衝突時の安全を考慮した納まりとします。

② 床面の安全確保

●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (P58「2. 床(路面)仕上げの考え方」を参照)

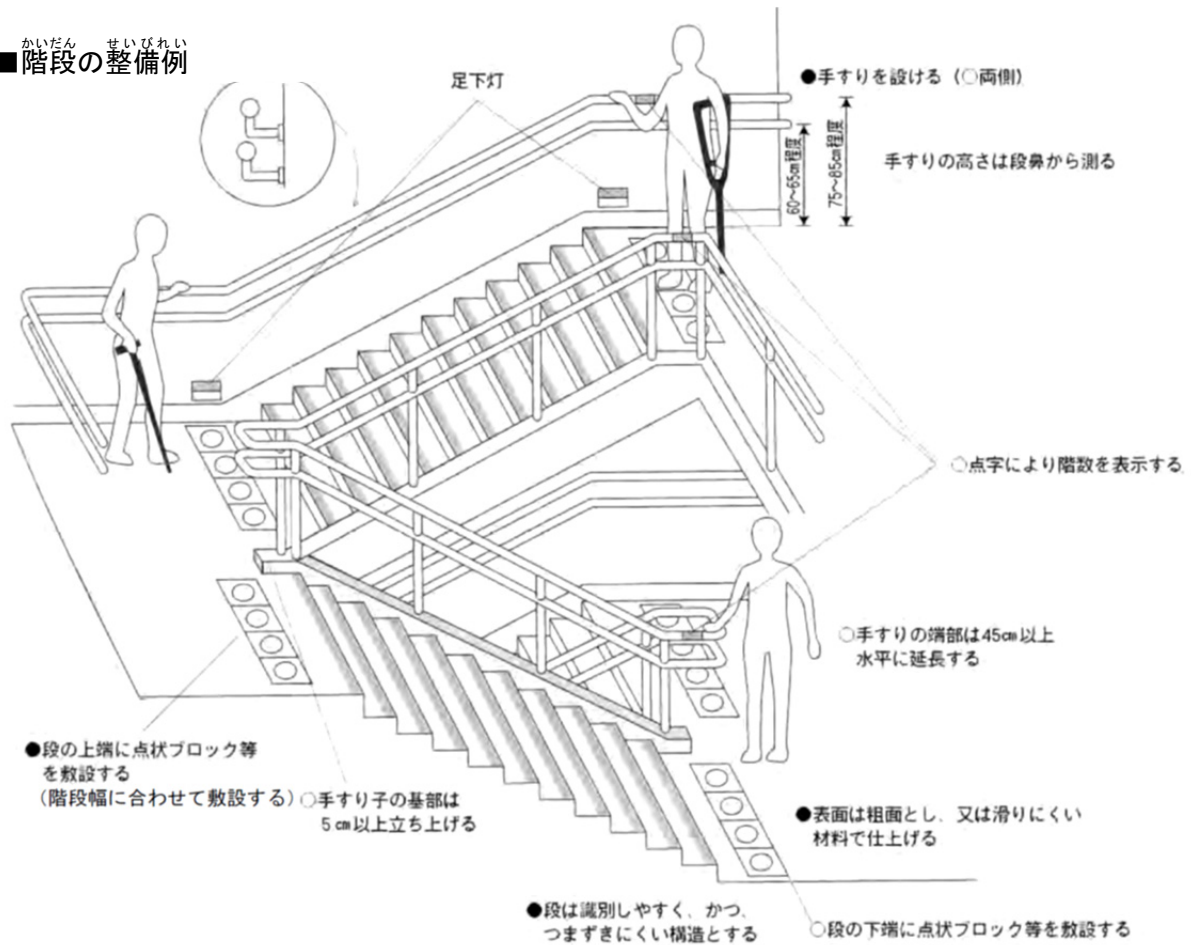
③ 蹴上げ・踏面等の仕様

●段は識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造とすること。

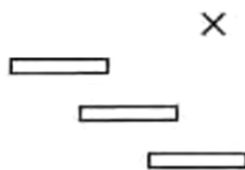
- ・踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差が大きい等により識別しやすいものとします。
- ・蹴込み板がない、蹴込み寸法が大きい、段鼻が突き出ている等の階段は、つまずきやすく危険です。

○蹴上げ、踏面は次の計算式を満たす寸法とすること。(一般に、蹴上げ 16 cm 程度以下、踏面 30 cm 程度以上が望ましいとされます。) $55 \text{ cm} \leq T + 2R \leq 65 \text{ cm}$ (T: 踏面、R: 蹴上げ)

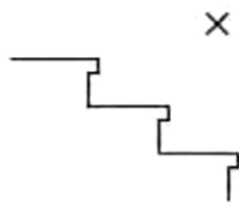
■階段の整備例



■階段の断面形状



蹴込み板のない階段は
つまづきやすく
杖がはまりやすい

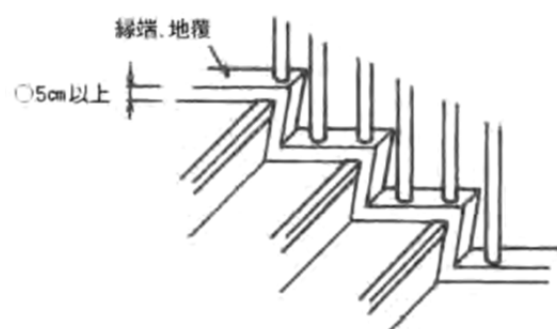


段鼻の突き出た階段は
つまづきやすい



ノンスリップ
はできる限り
踏面と同一面
とする

■立ち上がりの設置例



④ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- 段の上端には、視覚障害者に対して警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして、駐車場に設ける場合を除く。
- 段の下端にも、点状ブロック等を敷設すること。

⑤ 階段の形式

- 主たる階段は、回り階段でないこと。
- ・回り階段は、踏みはすすおそれがあり危険です。また、視覚障害者にとっては方向感覚を失いやすいものです。

⑥ 有効幅員の確保

- 幅は 120 cm 以上とすること。

⑦ 踊場の設置

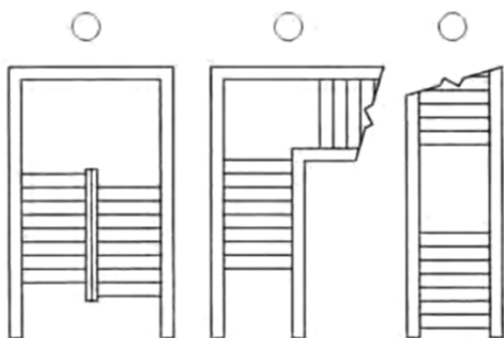
- 階段の高低差が 300cm を超える場合においては、その途中に踏幅 120cm 以上の踊場を設けること。

⑧ 立ち上がりの設置

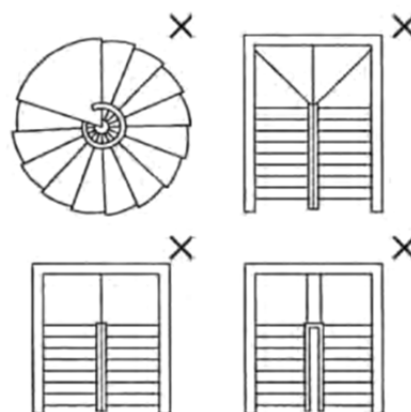
- 階段の側面が壁でない場合は、側面部に 5 cm 以上の立ち上がりを設けること。
- ・杖先の脱落を防止するためのものです。

■ 階段の平面形状

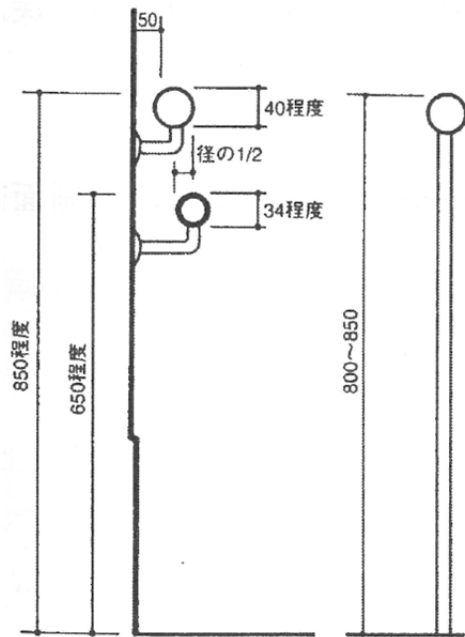
◇ 回り階段でない例



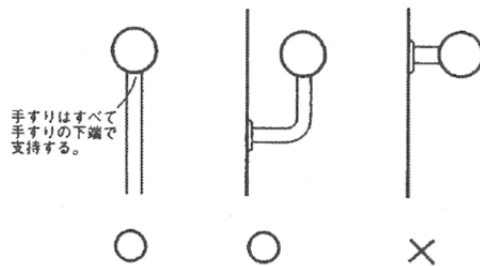
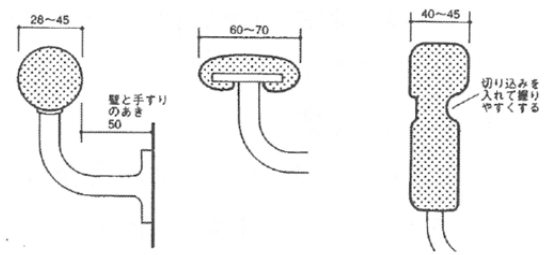
◇ 回り階段の例



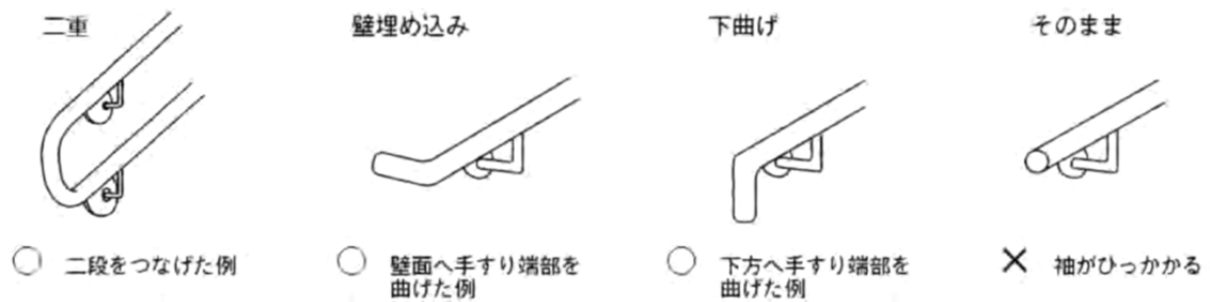
■手すりの高さ



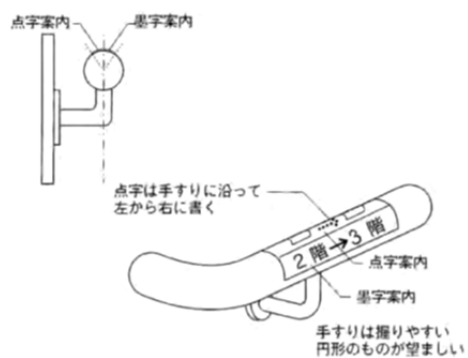
■手すりの形状



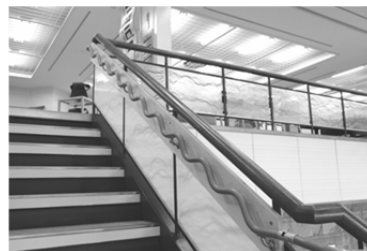
■手すりの端部の処理



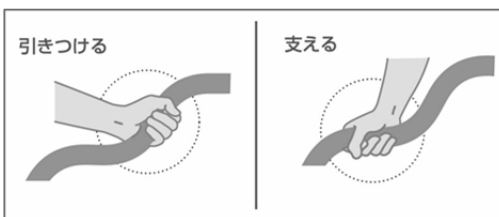
■点字表示



■高齢者や身体障害者に配慮した手すりの例



なみがたて 波形手すりは高齢者や身体障害者に配慮し、握り込みやすく、滑りにくい設計がされています。



なみがたて 波形手すりは垂直部で「引きつける」、水平部で「支える」という機能性に加え、波形が生み出す高低差により体格差に関係なく歩行を楽にするため、2段手すりと同等もしくは同等以上の機能を有します。

3. 屋内の傾斜路

基本的な考え方

- + 廊下や通路には段差を設けないことが基本ですが、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路を設けます。設置にあたっては、勾配への配慮、幅の確保、手すりや踊場の設置等、無理なく安全に上り下りできるものにするとともに、誰もが利用しやすい動線上に配置するようにします。
- ※ここでは、全ての屋内の傾斜路が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する屋内の傾斜路については、P34「7. 全ての人が利用しやすい経路（4）傾斜路」も参照してください。

●：整備基準 ○：推奨 _____：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 手すりの設置

- 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜路には手すりを設けること。（手すりの仕様はP8「2. 階段」を参照）

② 床面の安全確保

- 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。（P58「2. 床（路面）仕上げの考え方」を参照）
- 前後の廊下等との色の明度差が大きい等により識別しやすいものとする。

③ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

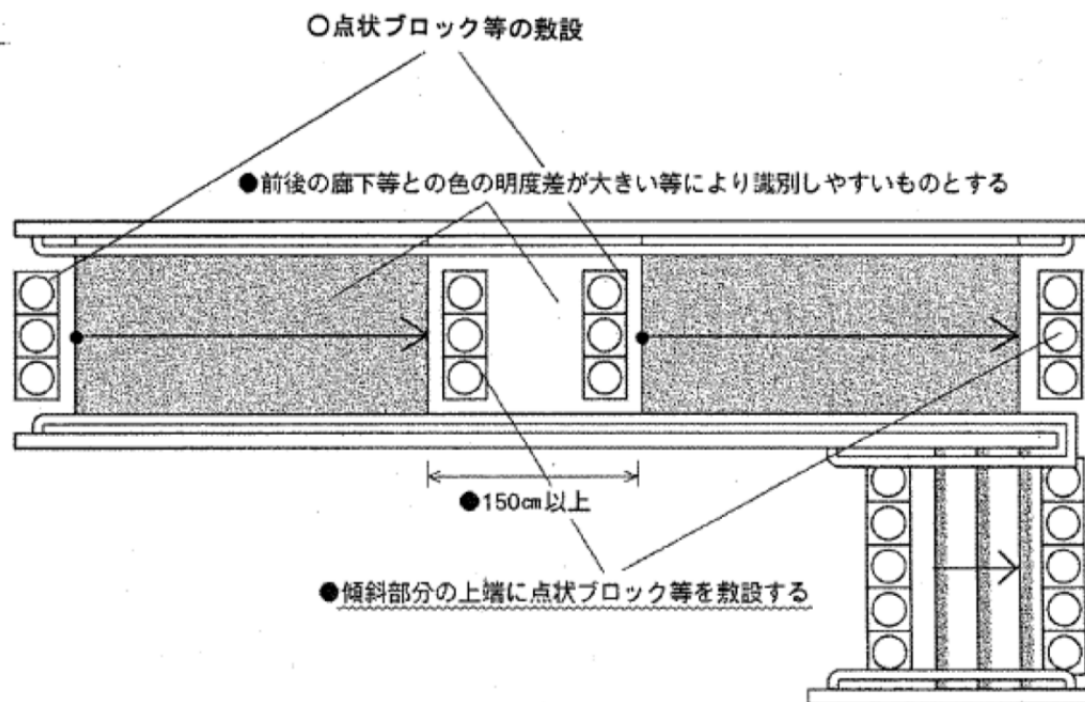
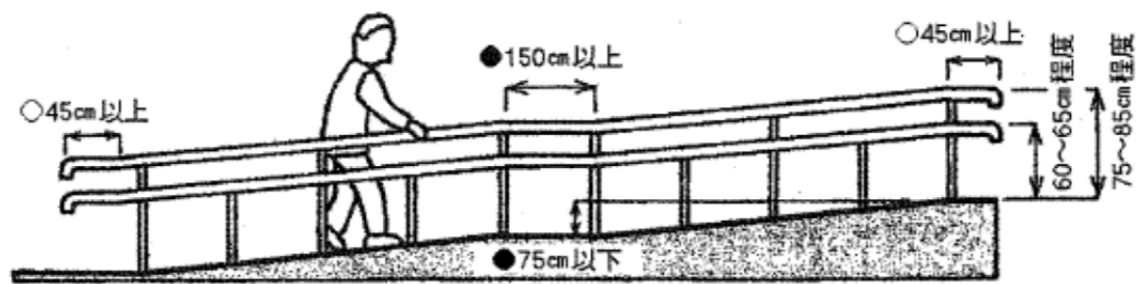
- 傾斜路の上端には、視覚障害者に対して警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして、次のいずれかに該当する場合、又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合を除く。

ア 勾配が1/20を超えない傾斜路

イ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜路

ウ 駐車場に設ける場合

けいしゃろ せいびれい
 ■ 傾斜路の整備例



4. 便所

基本的な考え方

- + 誰にとっても、外出時に便所が利用できるかどうかは切実な問題です。したがって、障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、誰もが利用しやすい便所を整備することが重要です。
- + 多様な利用者、利用形態を考慮して、多機能であるよう整備するとともに、複数の便所を設ける場合には、様々なバリエーションを持たせるよう工夫します。

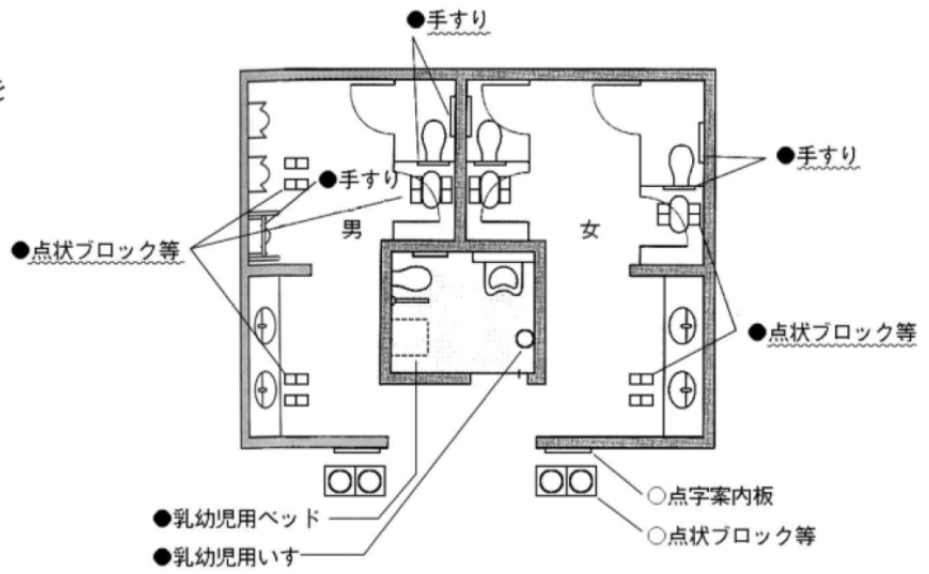
●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 車いす使用者用便所の設置

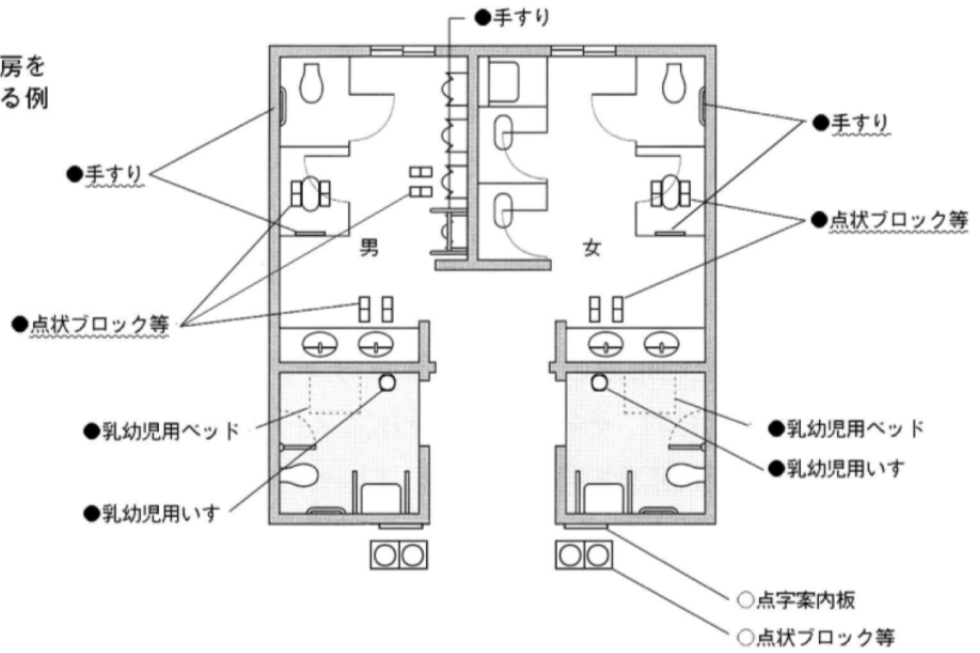
- 便所を設ける場合は、1 以上車いす使用者用の便房を設けること。
- 車いす使用者用の便房は各階に 1 以上設けること。
- 車いす使用者用の便房は他の便房のある便所と一体的に、又は隣接した位置に設けること。
- 車いす使用者用の便房には洋式便器（腰掛便座が設けられた便器をいう。以下同じ。）、手すり等を適切に設けること。
- 車いす使用者用の便房には車いす使用者が円滑に利用できるよう面積を確保すること。
- 車いす使用者用の便房のうち 1 以上の内部は、幅又は奥行きを 180 cm 以上とし、かつ、内り面積を 3.6 m² 以上とすること。
- 洗面器又は手洗器を設ける場合は、内寸 200 cm × 200 cm 以上とすること。
- 複数の車いす使用者用の便房を設ける場合は、同じ型とせず、様々なバリエーションのものとすること。
- ・身体状況や利き腕の違いによって便座への移乗動作をはじめ、利用形態が様々です。
- ・左右勝手の別に対応してレイアウトを反転させたり、1 つの多機能便房では様々な利用者に対応しきれない場合には、設備の異なる多機能便房を分散したりする工夫が求められます。
- ・便器については一般の卵型形状のものが汎用性がありますが、便器に逆向きにまたがって利用する場合や摘便を行う場合、後始末に介助を要する場合等には、細長い形状のものが有効です。
- ・暖房便座については、知覚麻痺がある場合に、低温やけどをおこすおそれがあることに留意する必要があります。
- ・温水洗浄便座とする場合、操作盤は、便器の横に付くと移乗動作の妨げとなる場合があるため、壁面に配置します。

■ 便所の整備例

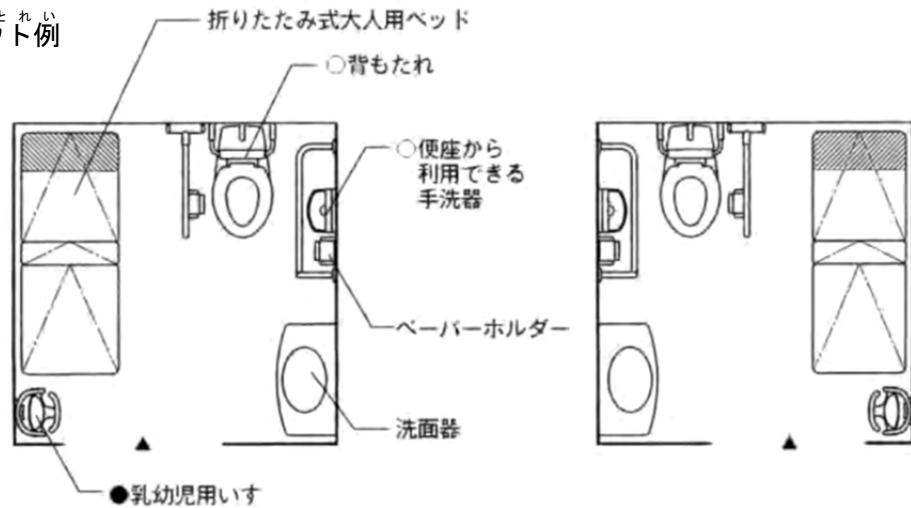
◇車いす使用者用便房を男女共用で設ける例



◇車いす使用者用便房を
男女それぞれ設ける例



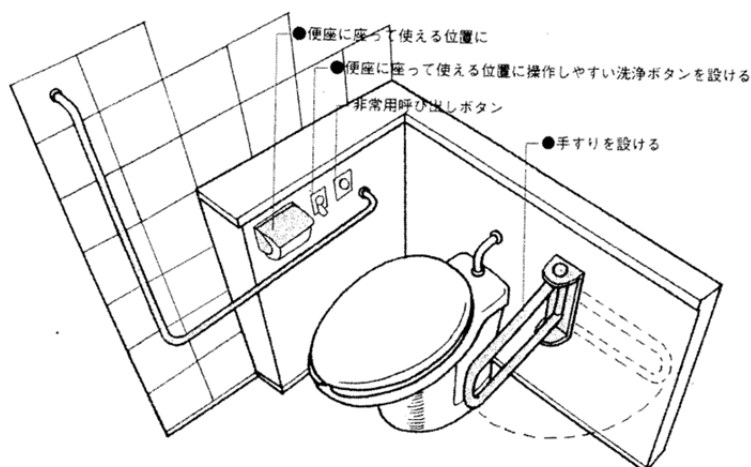
さゆうかってべつ れいあうとれい ■左右勝手別のレイアウト例



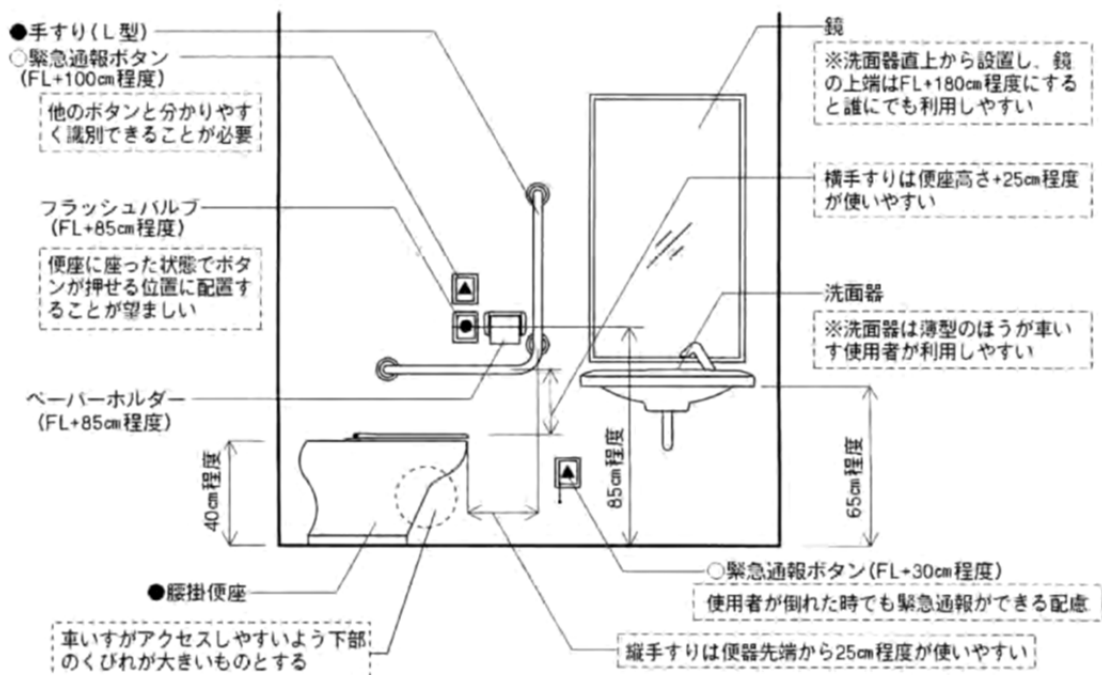
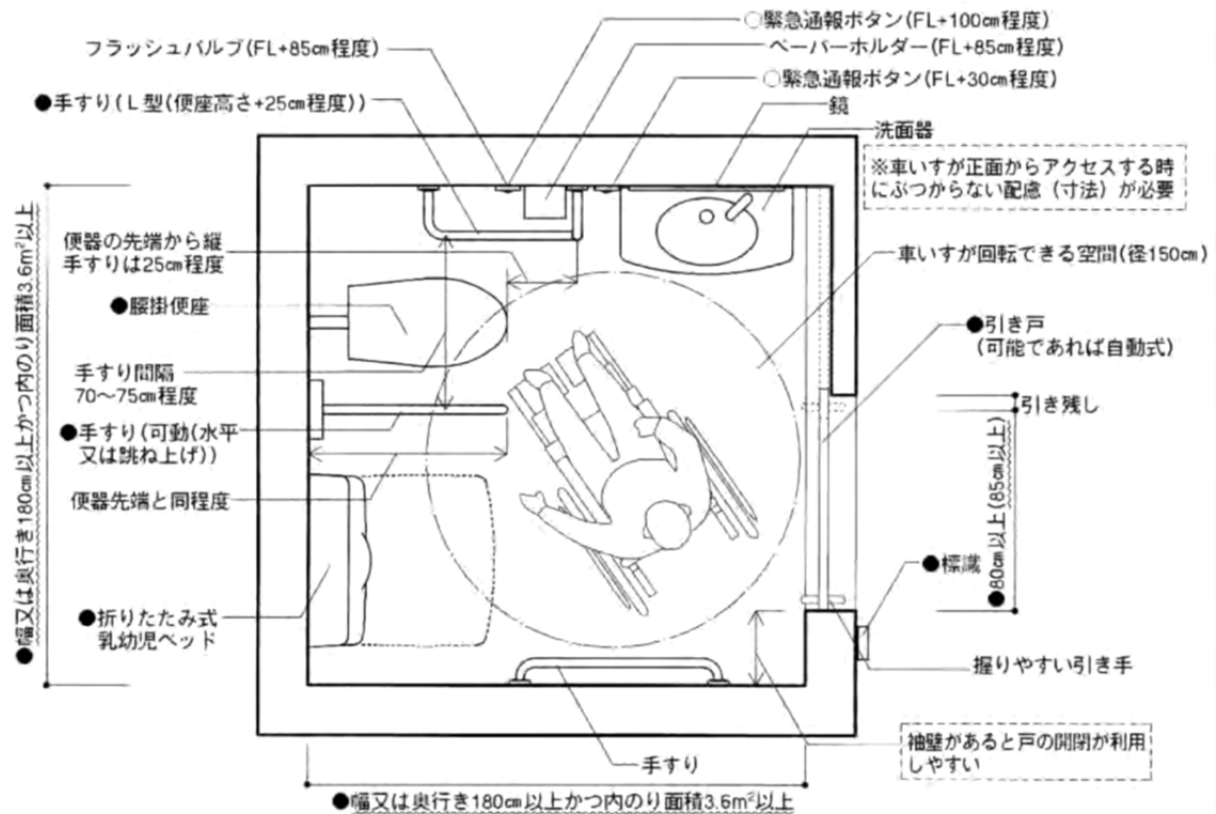
② 車いす使用者用便所の仕様

- 便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、85 cm以上とすること。
 - ・ 車いすで便房に出入りする際には、やや斜めになる場合があるので、80 cmより少し余裕を見て 85 cm としています。
- 便房の戸は引き戸とし、車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。
 - ・ 小規模な施設で構造上やむをえない場合は外開き戸とすることができます。（緩和の対象となる建築物はP56「1. 整備基準等適用表の小規模緩和」を参照）
 - ・ 引き戸は開いた状態で固定されるものが望ましい。
- 出入口には段差を設けないこと。やむを得ず段差が生じる場合は傾斜路を設けること。（傾斜路の仕様はP12「3. 屋内の傾斜路」を参照）
- 便器の両側に手すりを設けること。
- 洗浄装置は靴べら式、光感知式など操作が容易なものとすること
- 洗浄装置、ペーパーホルダーは、便座及び車いす上に座ったままで手の届く位置に設けること。
- ペーパーホルダーは左右の両側に設けるか、又は2連式とすること。
- 洗面器又は手洗器の鏡は、車いす使用者が利用できるように、下端の高さが床面から 95 cm 以下の高さになるように設けること。
- 便房内に、手荷物棚やフックを設けること。
 - ・ 車いす使用者にも、立位でも使いやすい高さを考慮します。
- 施錠装置は簡単に操作ができるものとし、非常時に外側から開けられるものとすること。
 - ・ 指先での細かな操作が不要なものとします。
 - ・ 車いす使用者が接近しやすいよう、高さや袖壁の設置等について考慮します。
- 洋式便器の背後に背もたれを設けること。
 - ・ 座位姿勢の保持が困難な場合や排泄に時間がかかる場合に有効です。介助者が後ろから支える負担の軽減にもなります。

■ 便房内の整備例



くるま しょうしゃようべんぼう せいびれい
 ■ 車いす使用者用便房の整備例



③ オストメイト対応設備の設置

●便所内に、オストメイト（人工肛門又は人工膀胱を使用する者をいう）対応の設備を設けた便房を1以上設けること。

○オストメイトが円滑に利用することができるものとして、フラッシュバルブ式汚物流し等が適切に配置された便房を1以上設けること。（対象の建築物はP56「1. 整備基準等適用表」を参照）

- ・オストメイトが円滑に利用することができるものとして、次のような設備が望まれます。
ストーマ装具に溜まった便や尿を流すための汚物流し、ストーマ装具を洗浄するための水洗器具
ストーマや周辺の腹部を洗浄するための温水シャワー、ストーマ装具の再装着などを確認するための
鏡、使用済みストーマ装具を廃棄するための汚物入れ、ペーパーホルダー、水石鹸入れ、荷物
棚、フック

④ 障害者や高齢者等に配慮した便器の設置

●男子用小便器を設ける場合は、手すりや設置された床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の
の高さが35cm以下のものに限る。）等を1以上設けること。

●和式便器（腰掛便座が設けられていない便器をいう。以下同じ。）を設ける場合には、そのうち1以上
に手すりを設けること。

●洋式便器を設けた便房を設ける場合には、そのうち1以上に手すりを設けること。（車いす
使用者用便房を除く。）

○男子用、女子用のそれぞれの便所に、1以上の洋式便器を設けた便房を設けること。

○便房内には、障害者や高齢者等が手の届く範囲に手荷物棚やフックを設けること。

⑤ 障害者や高齢者に配慮した洗面台の設置

●洗面器又は手洗器には、レバー式、光感知式等の操作が容易な水栓を1以上設けること。

○便座から利用できる位置に洗面器又は手洗器を設けること。

- ・便座に座ったままの状態（じょうたい）で洗面器又は手洗器を使用する場合に有効です。

⑥ 床面の安全確保

●表面は滑りにくい材料で仕上げる。（P58「2. 床（路面）仕上げの考え方」を参照）

⑦ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

●和式便器を設ける便房の1以上には、足踏み部分に点状ブロック等を敷設すること。男子用
小便器及び洗面器又は手洗器についても同様とする。

○便所の出入口付近には、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音や点字等により視覚
障害者に示すための設備を設けること。

- ・点字案内板とする場合は、その手前の床面に点状ブロック等を敷設します。

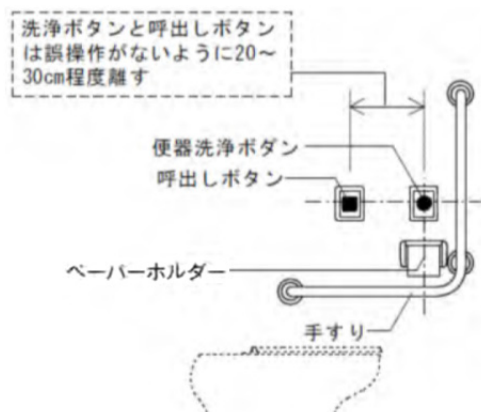
⑧ 非常用ボタンの設置

○車いす使用者用の便房には、緊急時に外部に通報できる非常用ボタンを設けること。

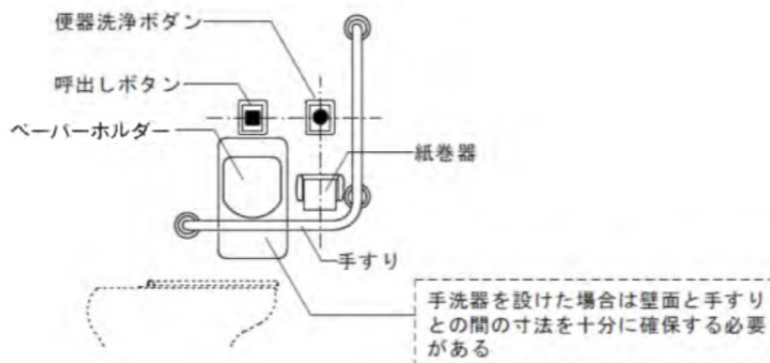
○非常用ボタンは、便座及び車いす上から操作できる位置に設けること。

- ・転倒時のために、低い位置（60 cm程度）にも設けるか床面付近から紐等で操作できるようにすること。

■洗浄ボタン等の標準配置例

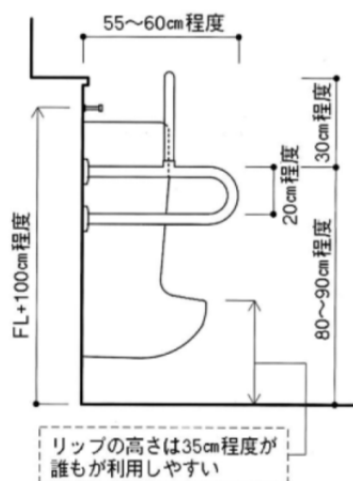


■手洗い器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例

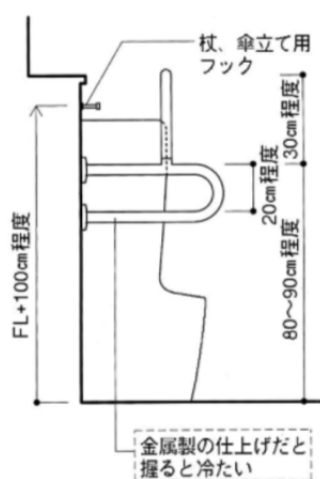


■男子用小便器の整備例

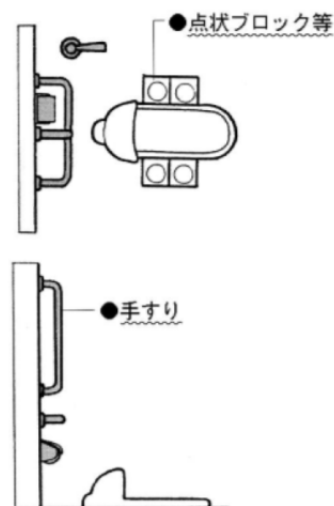
◇壁掛式低リップ



◇床置き式ストール



■和式便器の整備例



⑨ 標識の設置

- 各便所の出入口には、男女の別をピクトサイン等により表示すること。
- 車いす使用者用便所には、国際シンボルマークを表示すること。
- オストメイト対応設備を設けている旨をピクトサイン等により表示すること。
- 乳幼児用設備を設けている旨をピクトサイン等により表示すること。
- 各便房には、洋式和式の表示を行うこと。
- 車いす使用者用便所には、だれでもが使用してよいことを表示すること。
- 音声によって便所の位置を案内する設備を設ける場合は、「右が男性、左が女性」等、男女の別を音声により案内すること。

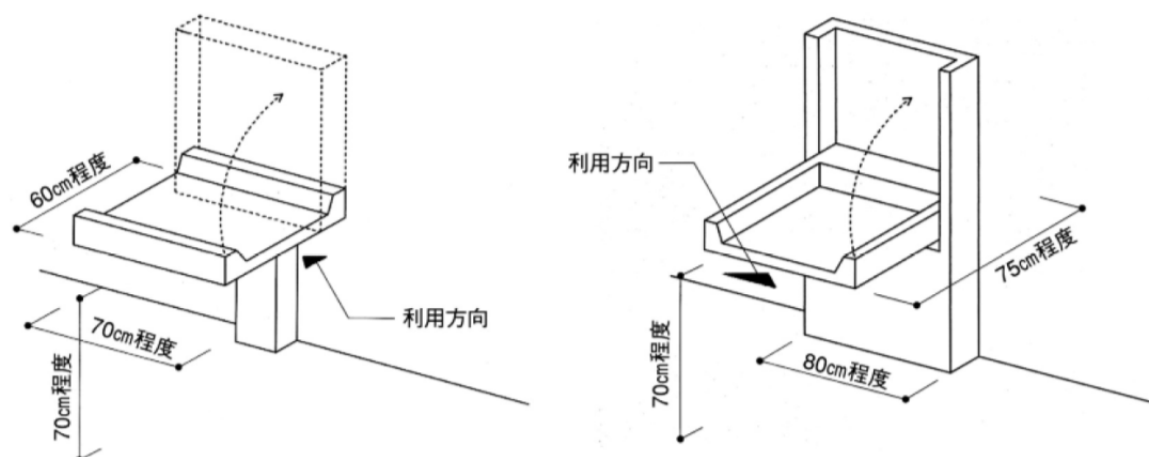
⑩ 乳幼児用設備の設置

- 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるとともに、当該便房及び便所の出入口又はその付近には、その旨を表示した標識を掲示すること。（対象の建築物はP56「1. 整備基準等適用表」を参照）
 - ・大人が用を足すときに、乳幼児を座らせておくための設備です。
- 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けるとともに、便所の出入口又はその付近には、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その場所に標識を掲示する場合を除く。（対象の建築物はP56「1. 整備基準等適用表」を参照）
 - ・男女ともに使えるよう、男女共用の場所又は男子用、女子用それぞれの場所に設けることが望まれます。

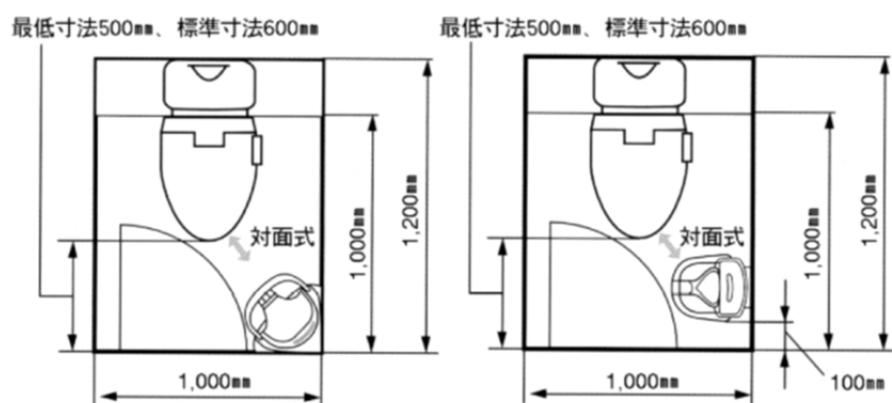
■ 標識の例



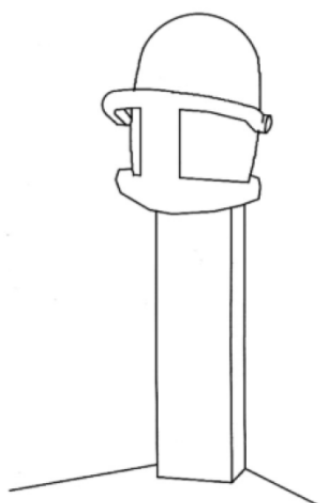
■^{かべと}壁^つ取り^{にゅうようじ}付け^{ベッド}乳^{れい}幼児^の用^例ベッド^の例



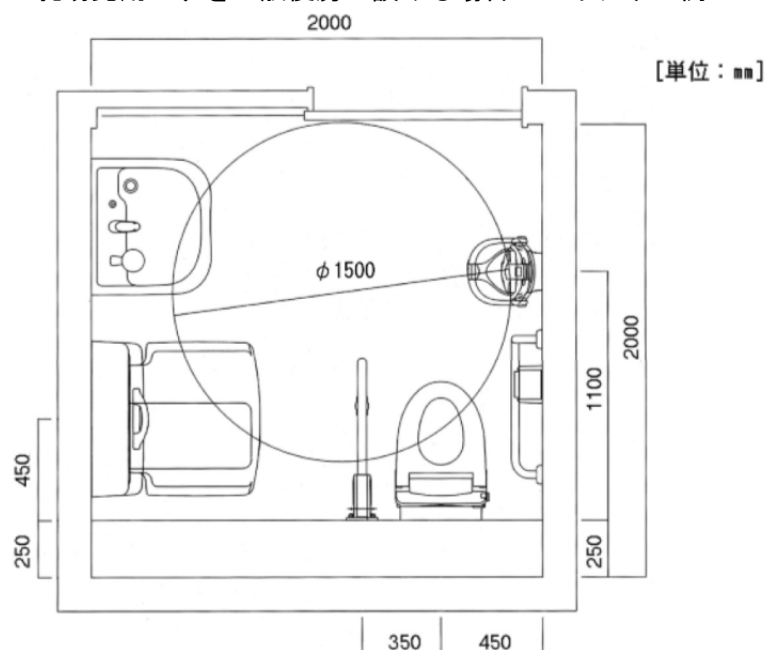
■^{にゅうようじ}乳^{いっばんべんぼう}幼児^{もう}用^{ばあい}いす^{れい}を^{あうとれい}一般^の便^{レイアウト例}房^のに^例設^のける^の場合^のレイ^{アウト}アウト^例例



■^{にゅうようじ}乳^{れい}幼児^の用^例いす^の例



■^{にゅうようじ}乳^{いっばんべんぼう}幼児^{もう}用^{ばあい}いす^{れい}を^{あうとれい}一般^の便^{レイアウト例}房^のに^例設^のける^の場合^のレイ^{アウト}アウト^例例



5. 敷地内の通路

基本的な考え方

- + 道路や駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路は、利用者が安全かつ円滑に通行できるよう、滑りにくい仕上げ、段差の解消、幅の確保、視覚障害者の誘導等のほか、分かりやすい動線、歩車分離、夜間の照明等についても考慮します。
 - + 障害者や高齢者等、行動上の制約を受ける利用者が他の利用者と著しく異なる経路を利用することとならないよう留意します。
- ※ここでは、全ての敷地内の通路が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する敷地内の通路については、P40「7. 全ての人が利用しやすい経路（6）敷地内の通路」も参照してください。

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 床面の安全確保

- 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (P58「2. 床（路面）仕上げるの考え方」を参照）

② 階段の安全確保

- 手すりを設けること。（手すりの仕様はP8「2. 階段」を参照）
- 段は識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造とすること。
 - ・踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差が大きい等により識別しやすいものとします。
 - ・蹴込み板がない、蹴込み寸法が大きい、段鼻が突き出ている等の階段は、つまずきやすく危険です。

③ 傾斜路の仕様

- 勾配が1/12を超え、又は高さが16 cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜路には、手すりを設けること。（手すりの仕様はP8「2. 階段」を参照）
- 前後の通路との色の明度差が大きい等により識別しやすいものとすること。

④ 段差の解消

- 道路と敷地の境界において、車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

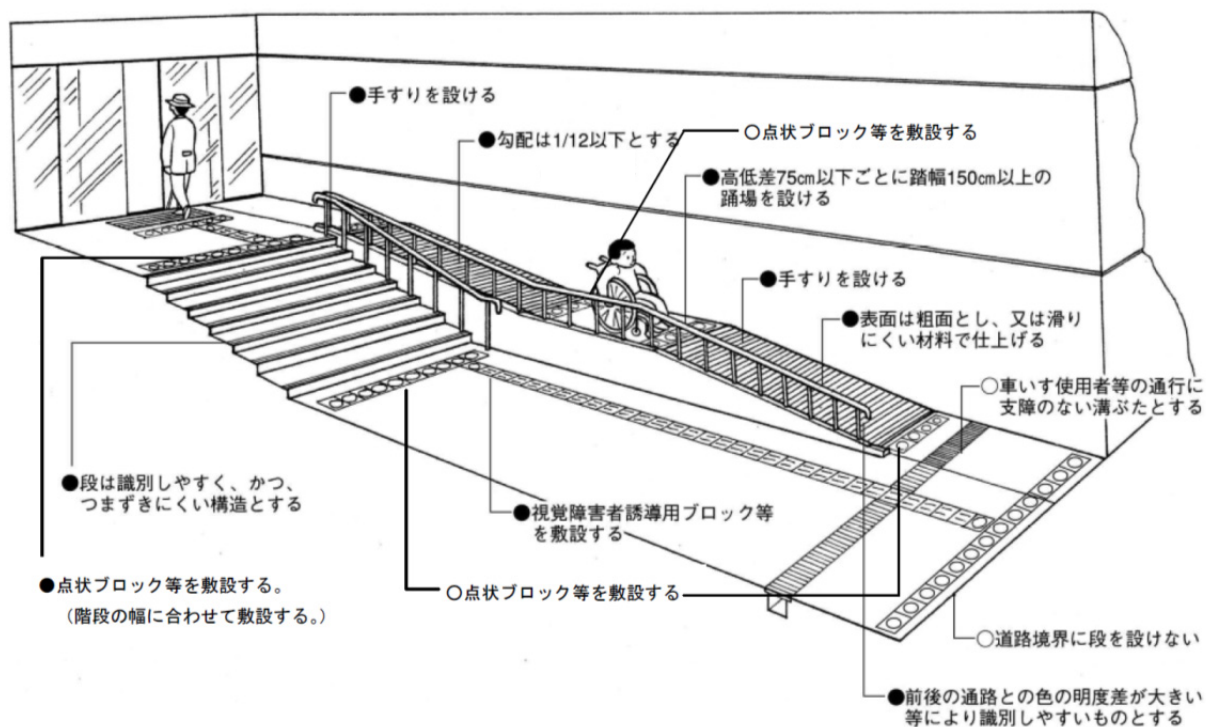
⑤ 排水溝の安全確保

- 通路を横断する排水溝を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、車いすのキャスター及び杖が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。
 - ・溝ぶたの目が粗いと、車いすのキャスターや杖の落ち込み、通行に支障となるだけでなく、転倒の危険もあります。
 - ・格子型の場合、ピッチ15 mm以下×100 mm以下の細目タイプとします。

⑥ その他

○歩行者と自動車の動線は分離すること。

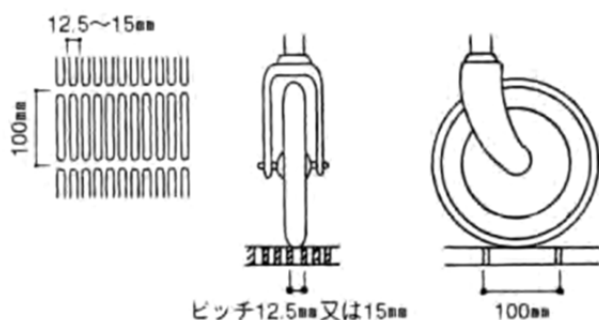
■敷地内の通路の整備例



敷地が広い場合等、遠くからでも傾斜路の設置場所が分かりやすいように案内表示をするためのマークの例。

■溝ぶたの仕様例

細目タイプの溝ぶた



6. 駐車場

基本的な考え方

- + 障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段であることから、駐車場の利便性や安全性に十分配慮することが重要です。
- + 車いす使用者用駐車スペースについては、安全に乗り降りできるスペースを確保するとともに、建築物の出入口に近い位置に設け、出入口まで安全かつ円滑に通行できる経路を整備します。

●：整備基準 ○：推奨 _____：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 車いす使用者用駐車スペースの設置

- 50台以上の駐車スペース（駐車施設をいう。以下同じ。）を設ける場合には、駐車場の規模に応じ、機械式駐車場以外の駐車場の駐車台数を上限として、次に掲げる台数以上の車いす使用者用駐車スペースを設けること。

設置基準		算定例	
全駐車台数	車いす使用者用駐車スペース設置数	120台の場合	120 × 1/50 = 2.4 →3台分以上
200台以下	全駐車台数 × 1/50	350台の場合	350 × 1/100 + 2 = 5.5 →6台分以上
201台以上	(全駐車台数 × 1/100) + 2		

- 20台以上の駐車スペースを設ける場合は、車いす使用者専用の駐車スペースを1台分以上設けること。ただし、利用上やむを得ない場合は、車いす使用者優先のものとする。

② 車いす使用者用駐車スペースの仕様

- 車いす使用者スペースの幅は350cm以上とすること。
- 車いす使用者が利用可能な玄関にできるだけ近い位置に設けること。

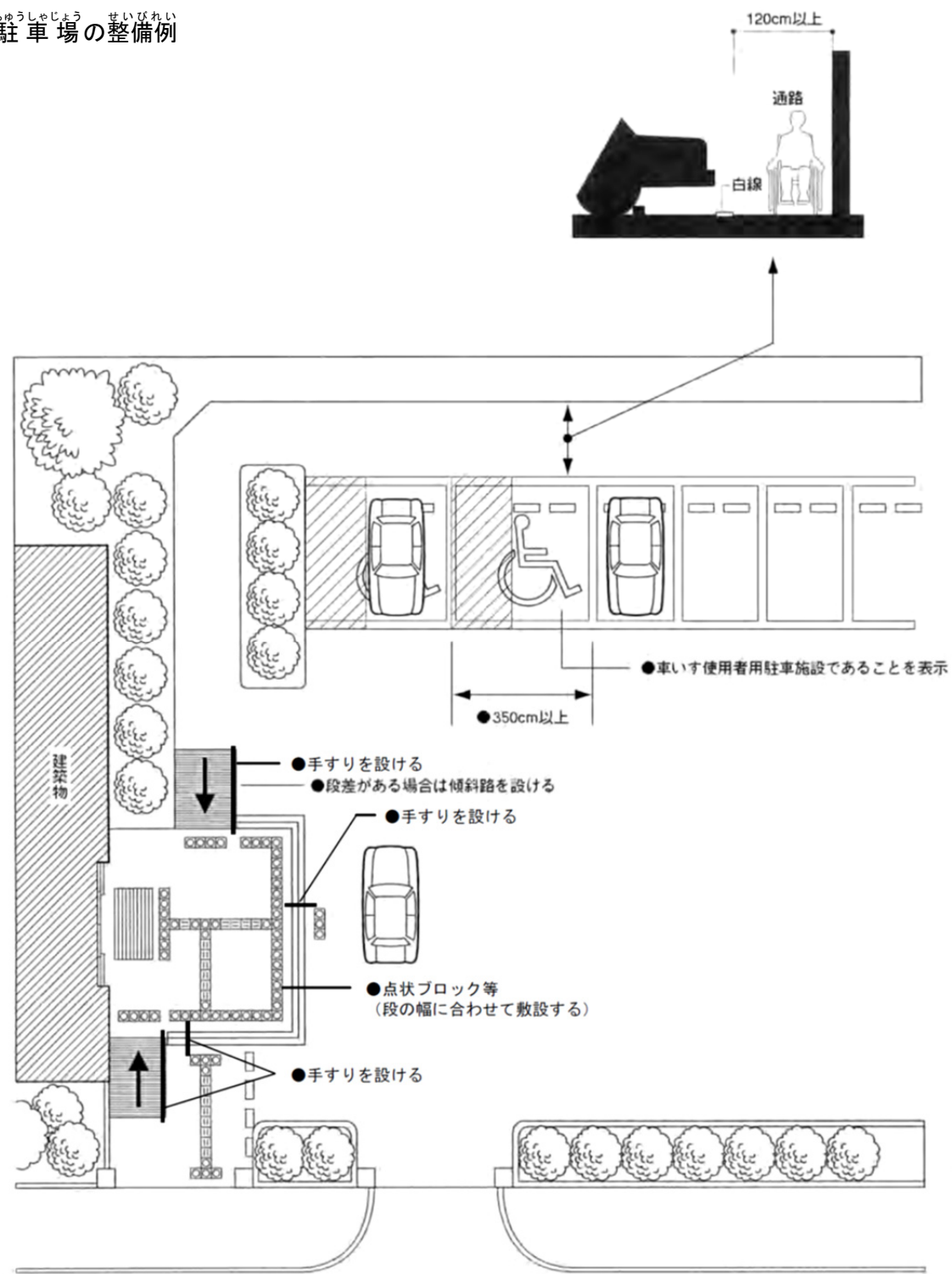
③ 標識の設置

- 床面塗装や標識などによって国際シンボルマークを表示すること。
- 敷地の出入口付近に、道路から見やすい方法により車いす使用者用駐車スペースの案内標識を表示すること。

④ 出入口までの車いす通路の確保

- 車いす使用者用駐車スペースから建築物の出入口までは、車いすが安全に通行できる通路を確保すること。
- 車いす使用者用駐車スペース及び建築物の出入口に至る通路には、屋根又は庇を設けること。
- ・雨天や降雪時の車いす使用者や杖使用者等の乗降を考慮し、設置が望まれます。

ちゅうしゃじょう せいびれい
■ 駐 車 場 の 整 備 例



たてふだ ひょうじれい
■ 立 札 に よ る 表 示 例



7. 全ての人が利用しやすい経路

基本的な考え方

- + 障害者や高齢者、妊産婦、けが人等、行動上の様々な制約を受ける人も、自らが欲しない介助は必要とすることなく施設を利用できるよう、道路から目的の場所までの経路及び目的の場所から便所や駐車場までの経路という主要な動線全体に渡って、一貫してバリアフリーであるようにします。
- + 経路のバリアフリー化に当たっては、施設の利用上最も一般的な経路を対象にするようにします。

(1) 経路の基本構造

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 経路の基本構造

●階段又は段差を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターを併設する場合を除く。

・特別特定建築物については階間の移動手段として基本的にエレベーターが想定されることとなります。

●当該経路を構成する廊下及び敷地内通路には段差を設けないこと。

・この基準は、各階ごと及び屋外の段差解消を求めるものであり、空家や民家を活用したグループホームやデイサービス等の小規模な施設へ階間の移動手段としてエレベーターを義務付けるものではありません。

・高低差がある場合には、傾斜路又はリフト式の昇降機等を設ける必要があります。

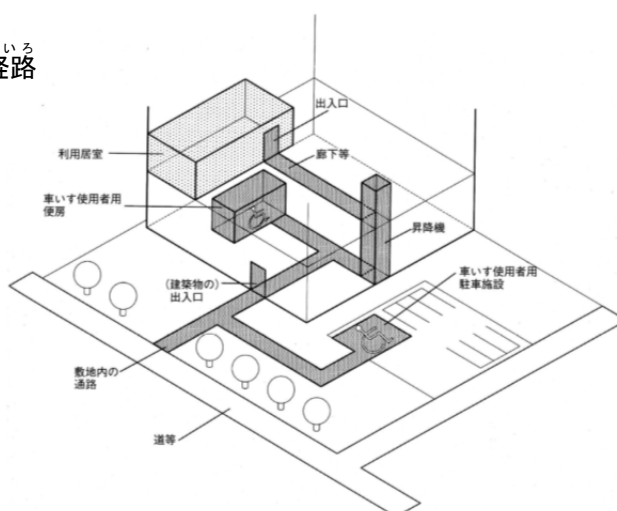
・玄関ホールで靴の着脱を行う小規模な施設で、構造上やむを得ず傾斜路を設置できない場合は、次のいずれかにすることができます。(緩和の対象となる建築物はP56「1. 整備基準等適用表の小規模緩和」を参照)

ア 玄関ホールに仮設の傾斜路又は手すりを設ける

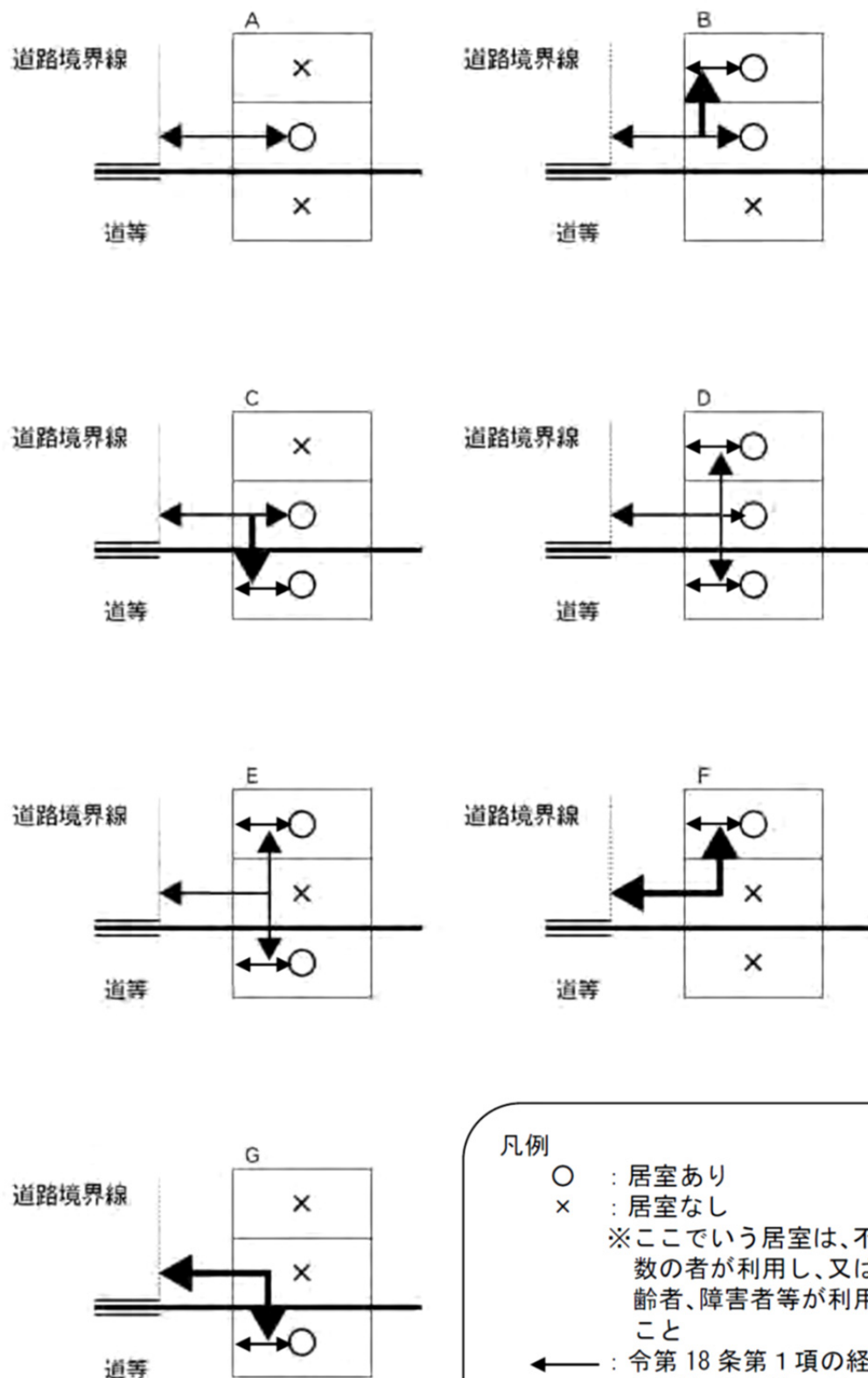
イ 道等から玄関ホールまでの経路には建築物内に常時勤務する者と通話できる設備を設ける。

ウ 建築物内の案内設備から常時勤務する者が玄関ホールを容易に視認できるようにする。

■全ての人が利用しやすい経路・移動円滑化経路
(特定利用居室までの経路を含む) イメージ



■^{みちなど}道等から^{りようきょしつまた}利用居室又は^{とくていりようきょしつ}特定利用居室までの^{けいろ}経路の^{かんが}考え方^{かた}



凡例

○ : 居室あり

× : 居室なし

※ここでいう居室は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室のこと

← : 令第 18 条第 1 項の経路

← : 条例第 68 条第 2 項の経路

※^{すいちよくほうこう}垂直方向の矢印は、^{やじるし}エレベーター等設置義務を示します。^{えれべーたーなごせつちぎむしめ}

(2) 出入口

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 有効幅員の確保

- 幅は80 cm以上とすること。
- 建築物の玄関の1以上は幅90 cm以上とすること。(地下にあるものを除く。)

② 玄関の扉の形式

- 戸は、自動式引き戸にする等、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とするとともに、その前後に高低差がないようにすること。
 - ・障害者や高齢者等、行動上様々な制約を受ける人が多く利用する施設では、緊急時に備えてすべての出入口の段差を解消すること。
- 回転式の扉は使用しないこと。
 - ・戸の開閉形式は、自動式引き戸、上吊り式の引き戸、操作が軽く緩やかに閉鎖するドアクローザーを設けた開き戸等とします。
 - ・取っ手は、棒状やレバーハンドル等、操作しやすいものとします。
 - ・段差のある敷居や溝は設けないようにします。
 - ・自動式引き戸を設ける場合、扉の開閉速度は車いす使用者等の通行速度を考慮します。
 - ・開閉スイッチの作動する範囲は車いす使用者等が通行した際に作動する範囲を考慮します。
- 全面が透明のガラス戸の場合は、追突防止のために、目の高さの位置に横桎を入れるかシールを貼付する等により扉を識別できるようにすること。
 - ・高齢者や弱視者等が透明ガラスに気づかず衝突するのを防止するためのものです。

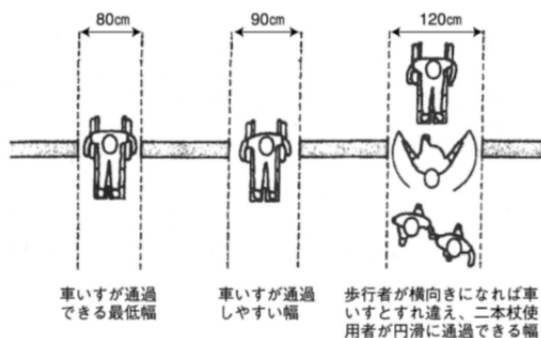
③ 開閉スペースの確保

- 扉の前後には、車いす使用者等が安全に扉の開閉や進入ができるように、150 cm × 150 cm 以上の水平部分を設けること。

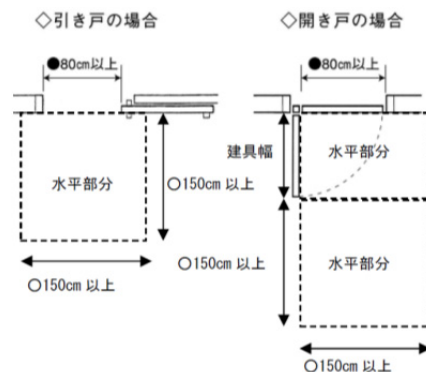
④ 盲導鈴等の設置

- 必要に応じて玄関付近に盲導鈴又は音声による案内設備を設けること。
- 音声による案内設備を設ける場合は、視覚障害者誘導用ブロック等や案内板の位置等を音声によって案内すること。

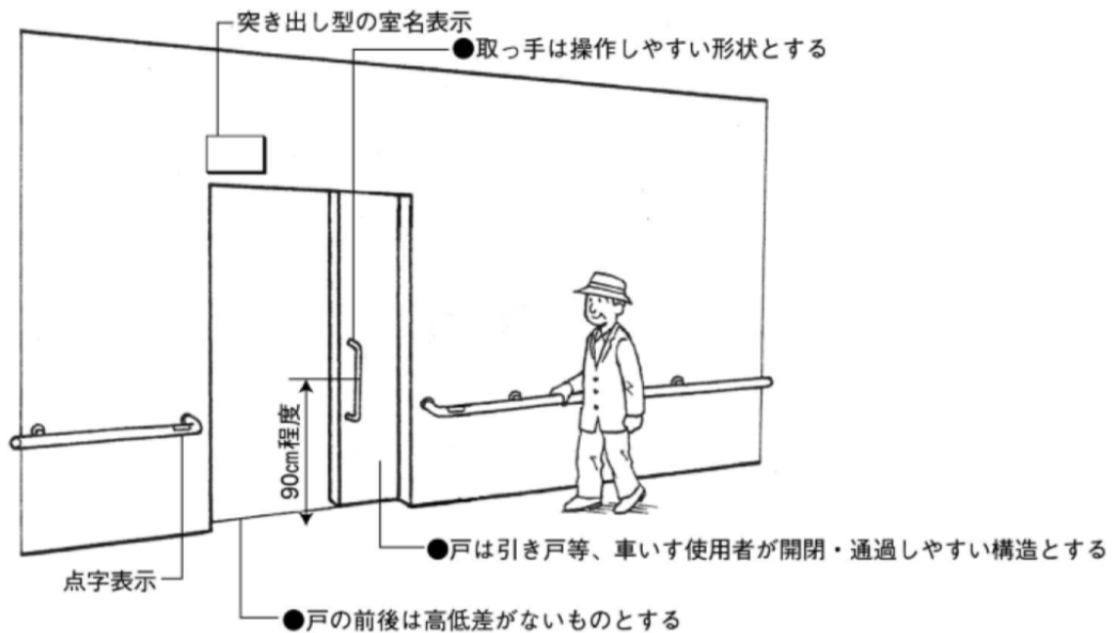
■出入口の幅の考え方



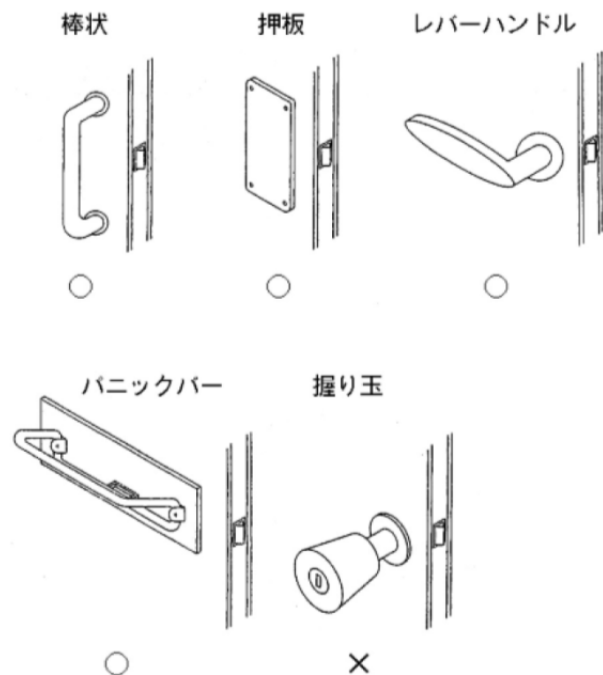
■出入口の幅の取り方



■居室の出入口の整備例



■取っ手の形状



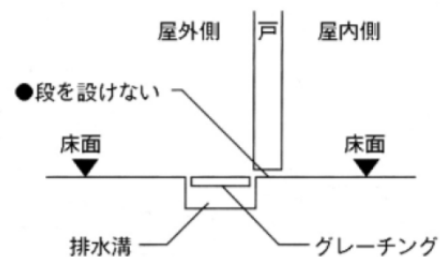
■取っ手の位置



■戸の前後



◇段差解消の例



⑤ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

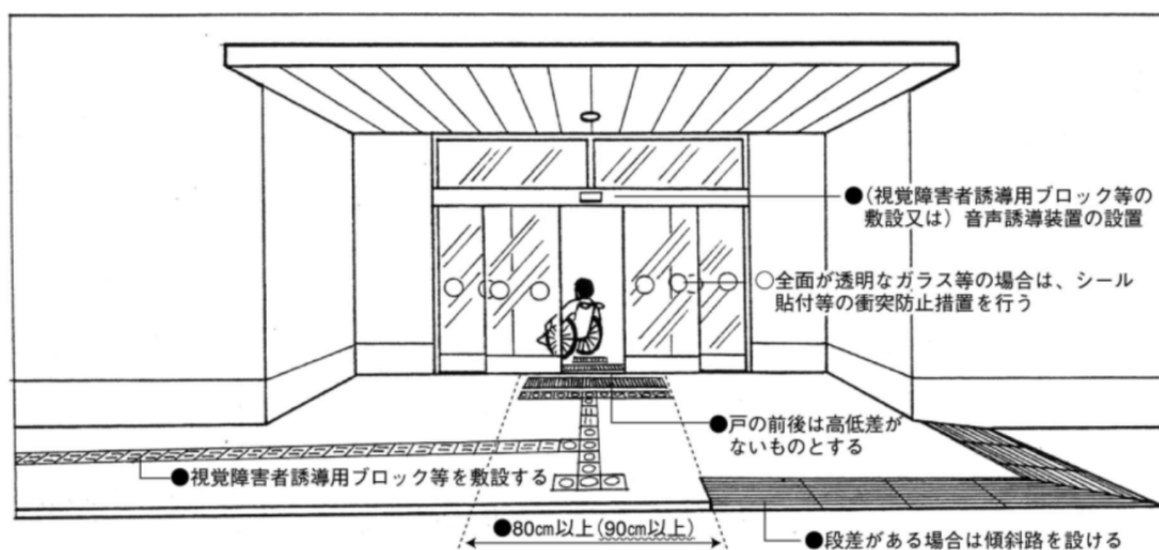
● 玄関から案内カウンター又は案内板までの間に、線状ブロック等及び点状ブロック等を組み合わせて敷設したもの、又は音声等により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

・ 小規模な施設で、構造上やむを得ず視覚障害者誘導用ブロック等の敷設ができない場合は、次のいずれかにすることができます。(緩和の対象となる建築物はP56「1. 整備基準等適用表の小規模緩和」を参照)

ア 道等から玄関ホールまでの経路には建築物内に常時勤務する者と通話できる設備を設ける。

イ 建築物内の案内設備から常時勤務する者が玄関ホールを容易に視認できるようにする。

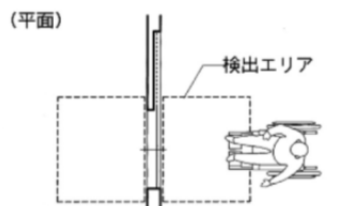
■ 建物の出入口の整備例



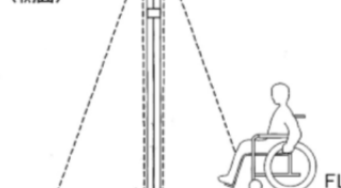
■ 自動ドアの例

◇ 光線式反射スイッチ

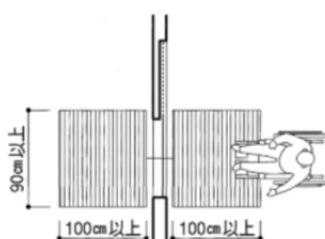
(平面)



(側面)



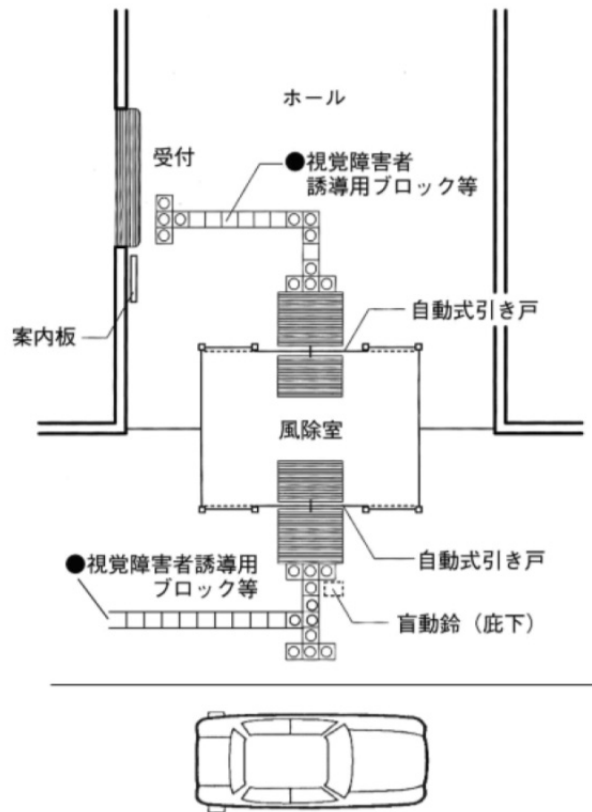
◇ マットスイッチ



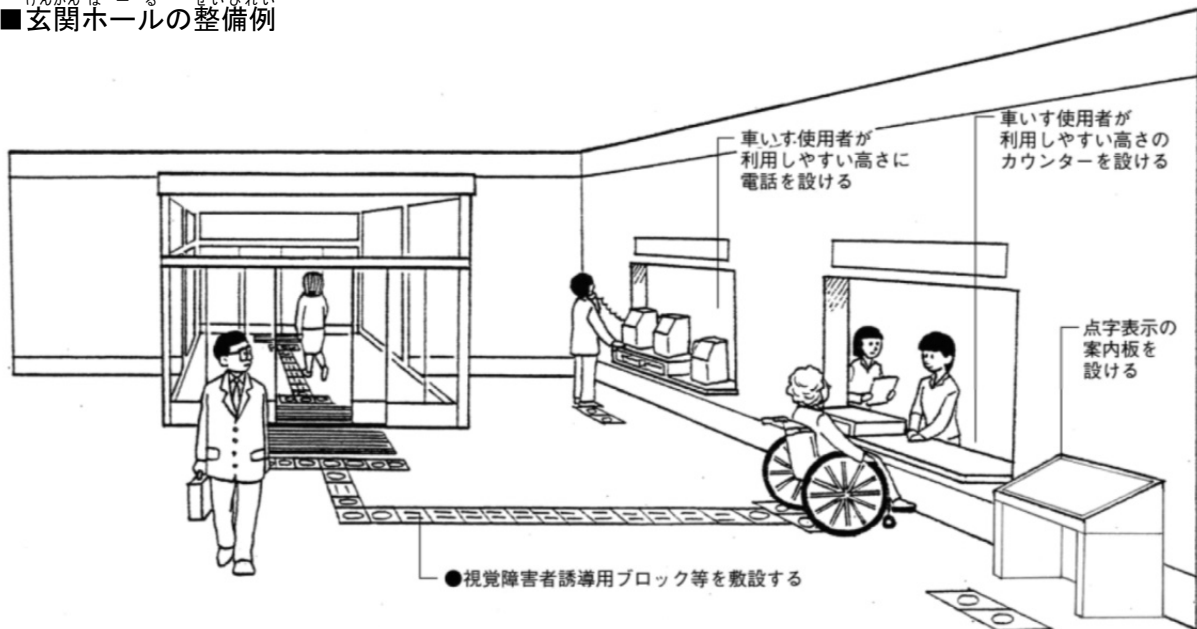
◇ 押しボタンスイッチ



■ 視覚障害者誘導用ブロックの整備例



■^{げんかん}玄^ほ関^ーホ^るールの^{せいびれい}整備例



(3) 廊下等

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 有効幅員の確保

●幅は 120 cm (130cm) 以上とすること。

・幅は、柱型や手すり等の突出物がある場合には、その出幅を除いたものとします。

○幅は 140 cm 以上とすること。また、車いす使用者が多く利用する施設では 180 cm 以上とすること。

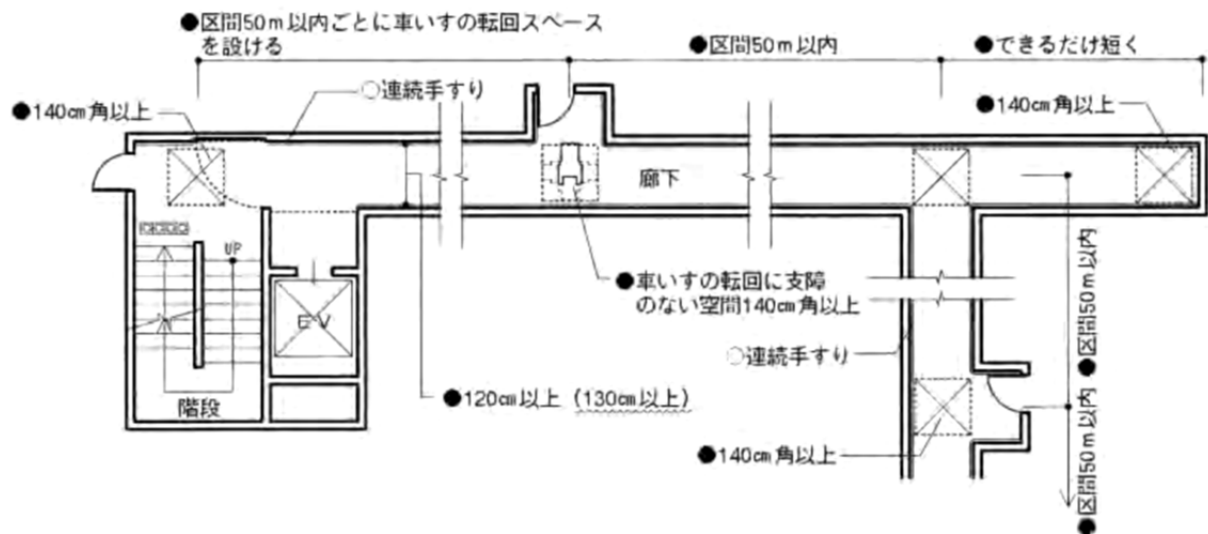
●50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

・140 cm × 140 cm 以上のスペースや幅 120 cm 以上の廊下が交差する部分等が該当します。

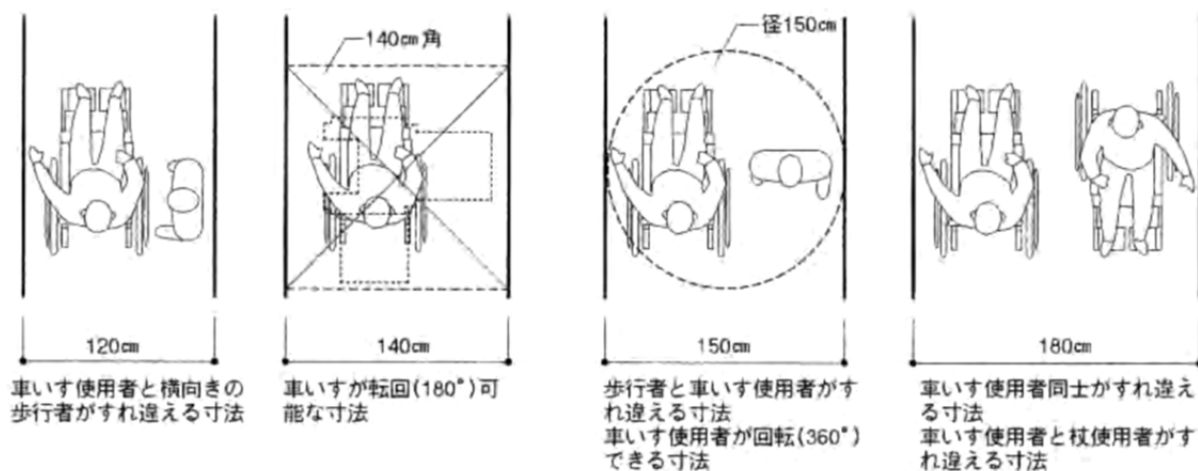
② 扉の形式

●戸は、自動式引き戸にする等、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とするとともに、その前後に高低差がないようにすること。

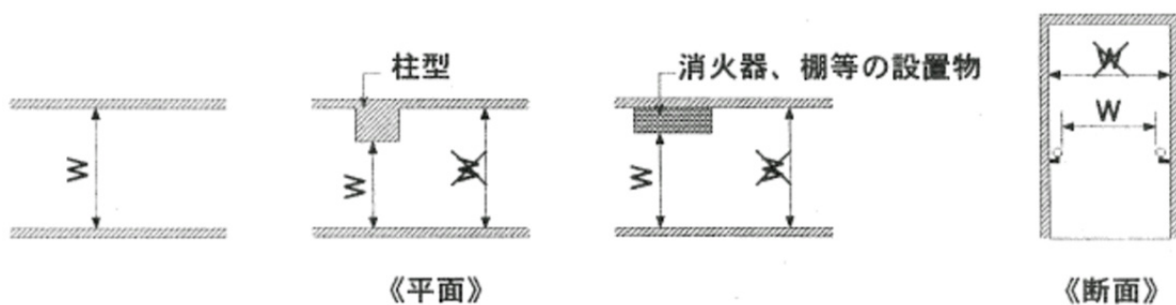
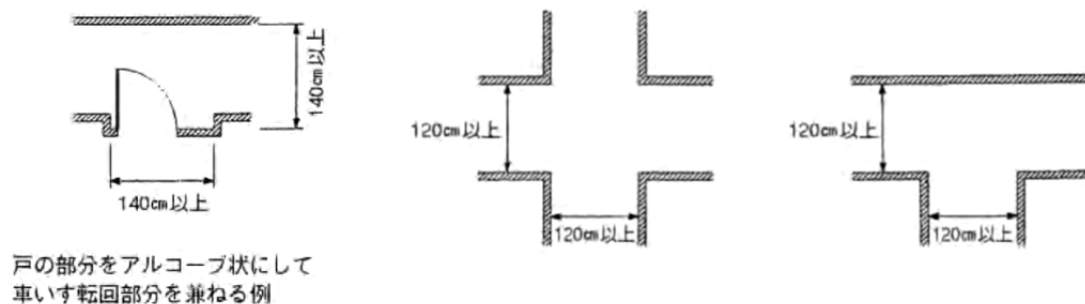
■廊下等の整備例



■ 廊下等の幅の考え方



■ 車いすの転回に支障がない場所の例



- 幅の取り方は、仕上げ面内々の有効寸法 (W) とします。柱型、手すり、その他設置物が廊下に突出している場合は、突出物の出幅を除いたものとします。

(4) 傾斜路

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 有効幅員の確保

- 幅は 120cm (130 cm) 以上とすること。
- 階段に併設する場合は、幅は 90 cm 以上とすること。
- 幅は 140 cm 以上とすること。

② 勾配の制限

- 勾配は 1/12 以下とすること。ただし、高さが 16 cm 以下の場合は 1/8 まで緩和することができる。
- 高さが 16 cm 以下であっても勾配は 1/12 以下となること。(高さ 10 cm 未満を除く。)

③ 踊場等の設置

- 起終点には、車いすが安全に停止することができるように、長さ 150 cm 以上の水平部分を設けること。
- 高さが 75 cm を超える場合は、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設けること。
- 傾斜路が折れ曲がる部分には踊場を設けること。

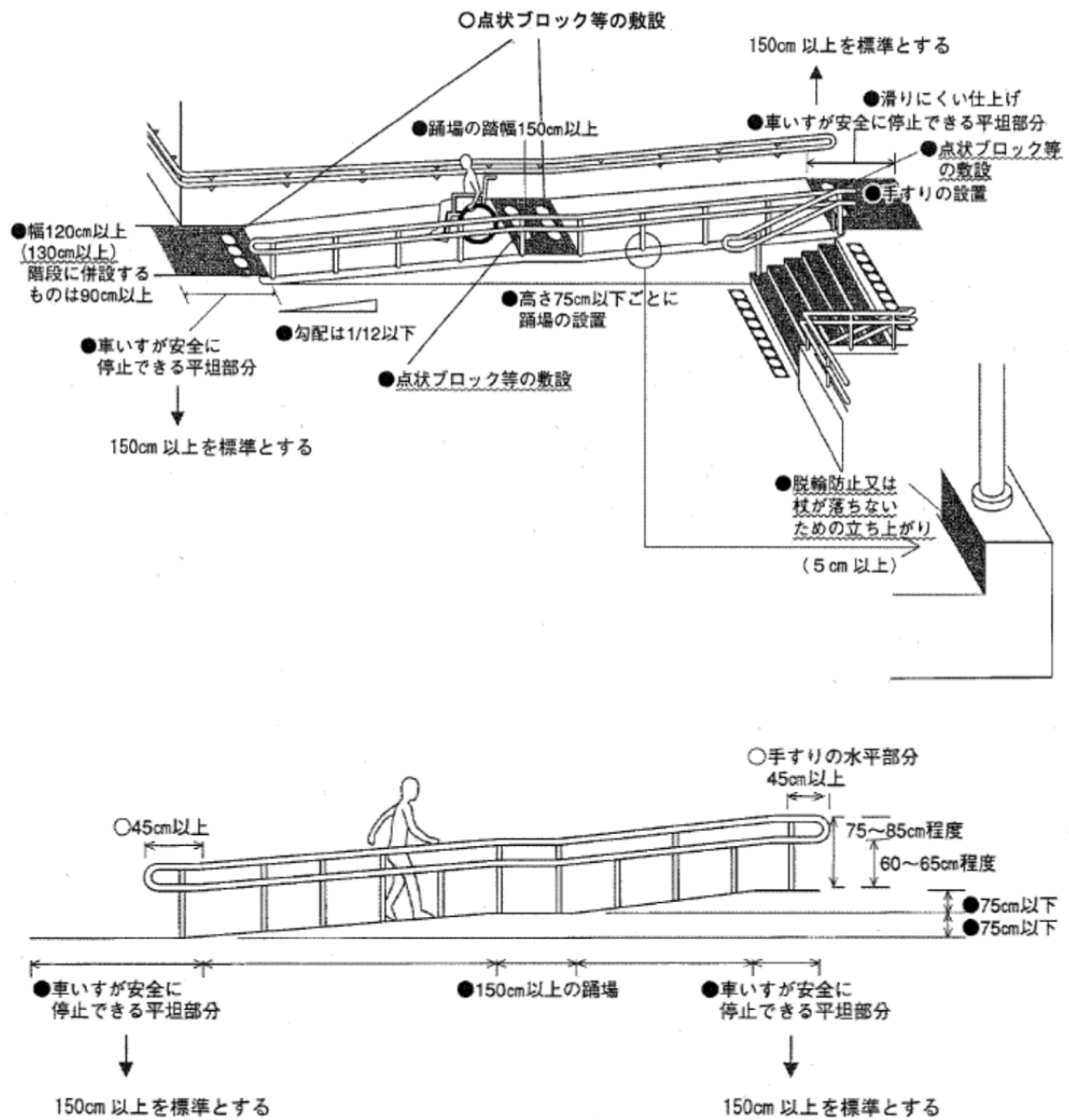
④ 手すりの設置

- 手すりを設けること。(手すりの仕様は P8「2. 階段」を参照)

⑤ 立ち上がりの設置

- 傾斜路の側面が壁でない場合は、側面部に 5 cm 以上の立ち上がり^を設けること。
・杖先の脱落や車いすの脱輪を防止するためです。

けいしゃる せいびれい
■ 傾斜路の整備例



(5) エレベーター

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① エレベーターの設置

- かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車スペースがある階及び地上階に停止すること。

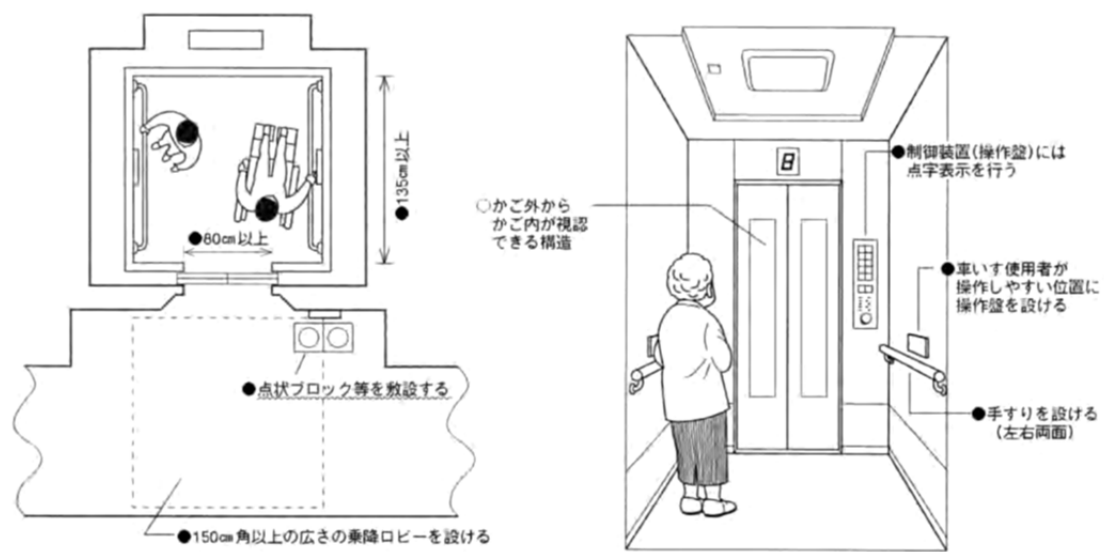
② 有効幅員等の確保

- かごの出入口の幅は 80 cm 以上とすること。
- かごの大きさは奥行 135 cm 以上とすること。
- ・小規模な施設で構造上やむをえない場合に限り、奥行を 115 cm 以上とすることができます。(緩和の対象となる建築物は P56「1. 整備基準等適用表の小規模緩和」を参照)
- かごの大きさは奥行 135 cm 以上、幅 140 cm 以上とすること。(床面積の合計が 2000 m² を超える場合に限る。)
- 乗降ロビーは高低差がないものとし、車いすが接近でき方向転換などができるように、その幅及び奥行は 150 cm 以上とすること。

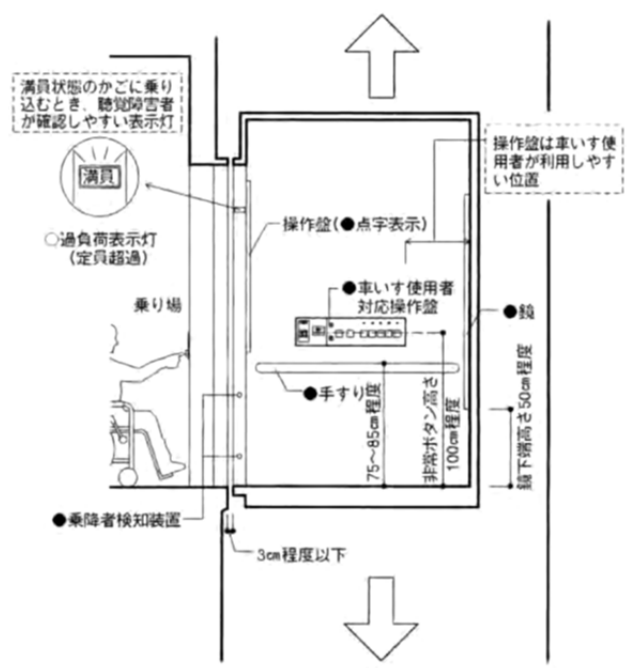
③ かごの仕様

- かご内の左右両側に、手すりを設けること。
- 出入口で利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。
- 出入口で利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置は、車いすのフットレストの高さと身体部の 2 箇所で感知できるようにすること。
- かご内には、車いす使用者が戸の開閉状態を確認することのできる鏡を設けること。
 - ・車いす使用者が後ろ向きのまま降りなければならない状況のときに、背後の状況を把握できるようにするためのものです。
- 鏡は幅 50～70 cm、高さ 100 cm 以上とし、床面から 35 cm 程度の位置に下端がくるように設けること。
 - ・展望エレベーター等、鏡を出入口正面の壁に設けにくい場合には、天井付近に凸面鏡を設ける方法もあります。
- かご内には、呼びボタン付きのインターホンと、車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤(戸が開いている時間を延長することができる機能を有するものをいう。以下同じ。)を設けること。
- かご内には、かごが到着する階、かごの昇降方向並びに戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- かご内の車いす使用者専用の操作盤は、かごの左右両面に設けること。
- 管理者等がインターホンに回答した時にそのことを表示する設備、火災時等の管制運転作動や定員超過等の際にそれらの情報を表示する設備を設けること。
 - ・聴覚障害者への対応として、文字等により情報提供ができる設備を設けることが望まれます。
- かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

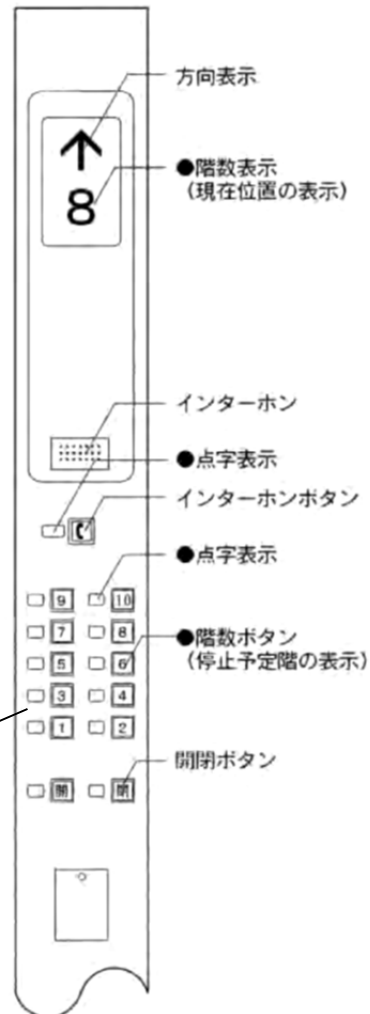
■エレベーターの整備例



■かが内の断面図



■かが内の操作盤の例



◇階数ボタンの例

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



④ 乗降ロビーの仕様

- 乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤を設けること。
- 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 乗降ロビーには、戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。(かご内の音声案内装置で聞き取りが可能な場合を除く)
- 出入口の戸にガラス等をはめ込み、外側からかご内が視認できる構造とすること。
 - ・乗降時の衝突防止や防犯を目的とするものです。

⑤ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設等

- 一般用の乗降ロビーの操作盤及びかご内の操作盤の表示を点字等により行うこと。
- 出入口の乗降ロビーの一般用の乗場ボタン前の床面には、点状ブロック等を敷設すること。

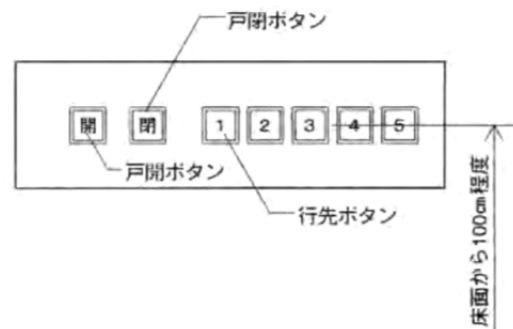
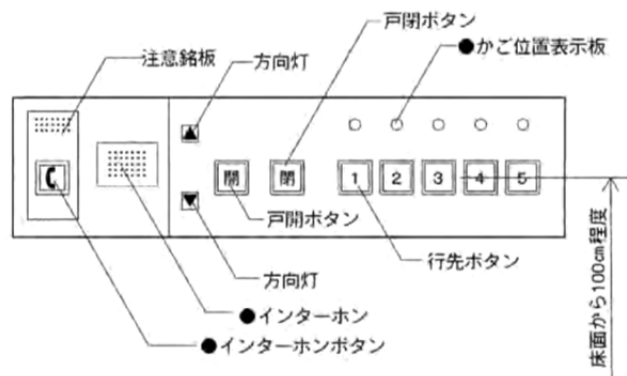
⑥ 標識の設置

- 車いす使用者等が利用可能なエレベーターには、シンボルマークを表示すること。
 - ・平成26年3月には、エレベーターや鉄道・バス車両の車椅子スペース等において、ベビーカー使用者がベビーカーをたたまずに安心して利用できること示す統一的なベビーカーマークを国土交通省が定めています。
 - (ベビーカーマークは、今後JIS化の手続きに則り必要な作業を進め、公式なベビーカーマークとして決定される予定です。)

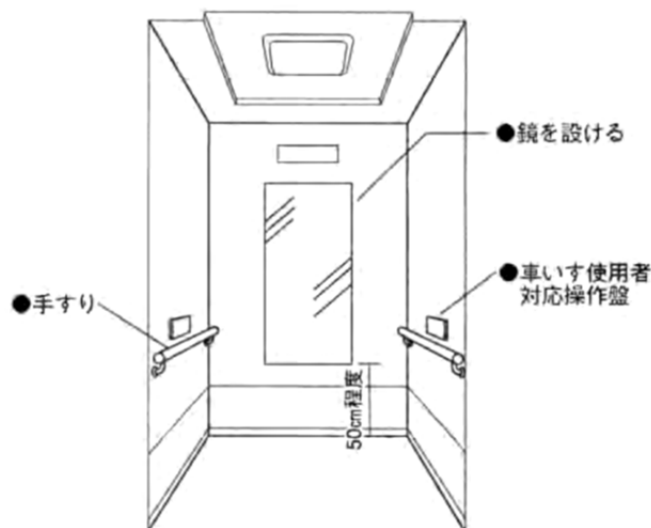
■ 標識の例



■ かがみくるましょうしゃたいおうそうさばんれい
かご内の車いす使用者対応操作盤の例



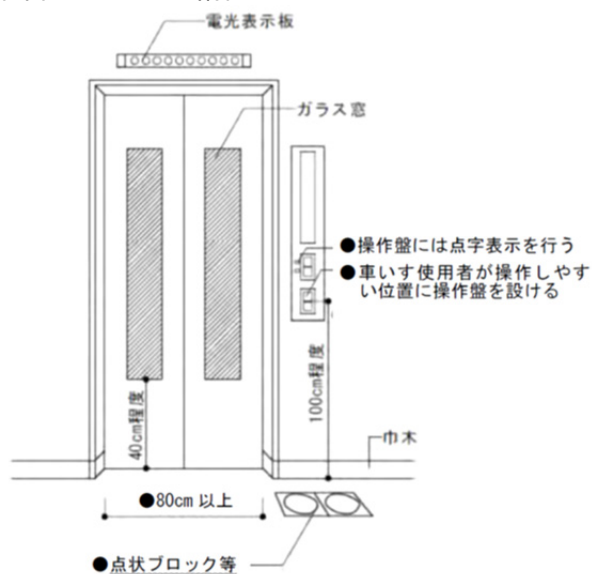
■ かがみせつちれい
鏡の設置例



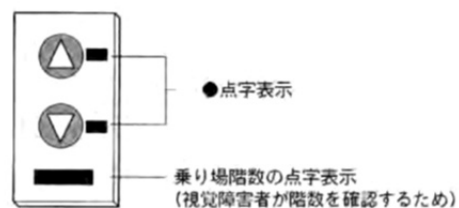
◇ 展望エレベーターの場合の例



■ じょうこうろびーせいびれい
乗降ロビーの整備例



■ 乗降ロビー側の操作盤の例



(6) 敷地内の通路

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 有効幅員の確保

- 幅は 120cm (130 cm) 以上とすること。
- 幅は 140 cm 以上とすること。
- 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- 戸を設ける場合には、自動式引き戸その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とするとともに、その前後に高低差がないようにすること。

② 傾斜路の仕様

- 幅は 120cm (130 cm) 以上とすること。
- 階段に併設する場合は、幅は 90 cm 以上とすること。
- 勾配は 1/12 (1/15) を超えないこと。ただし、高さが 16 cm 以下の場合は、1/8 まで緩和することができる。
- 高さが 75 cm を超える場合は、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設けること。
- 手すりを設けること。(手すりの仕様は P8「2. 階段」を参照)
- 傾斜路の側面が壁でない場合は、側面部に 5 cm 以上の立ち上がりを設けること。
・杖先の脱落や車いすの脱輪を防止するためです。
- 起終点には、車いすが安全に停止することができるように、長さ 150 cm 以上の水平部分を設けること。

③ 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

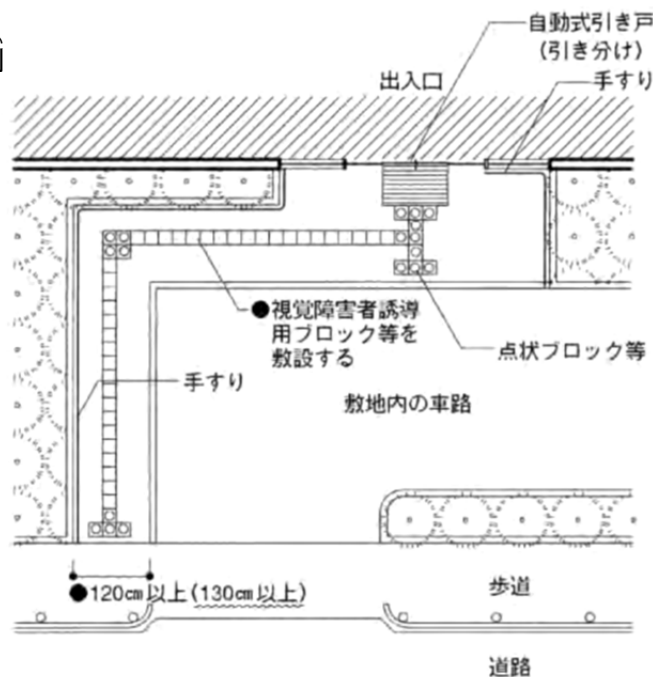
- 道路から建物の主要な出入口までの 1 以上の通路には、線状ブロック等及び点状ブロック等を組み合わせて敷設したもの、又は、音声等により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
- 階段又は傾斜路の上端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして、次のいずれかに該当する場合は除く。
 - ア 勾配が 1/20 を超えない傾斜路
 - イ 高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜路

■弱視者が識別しやすい視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

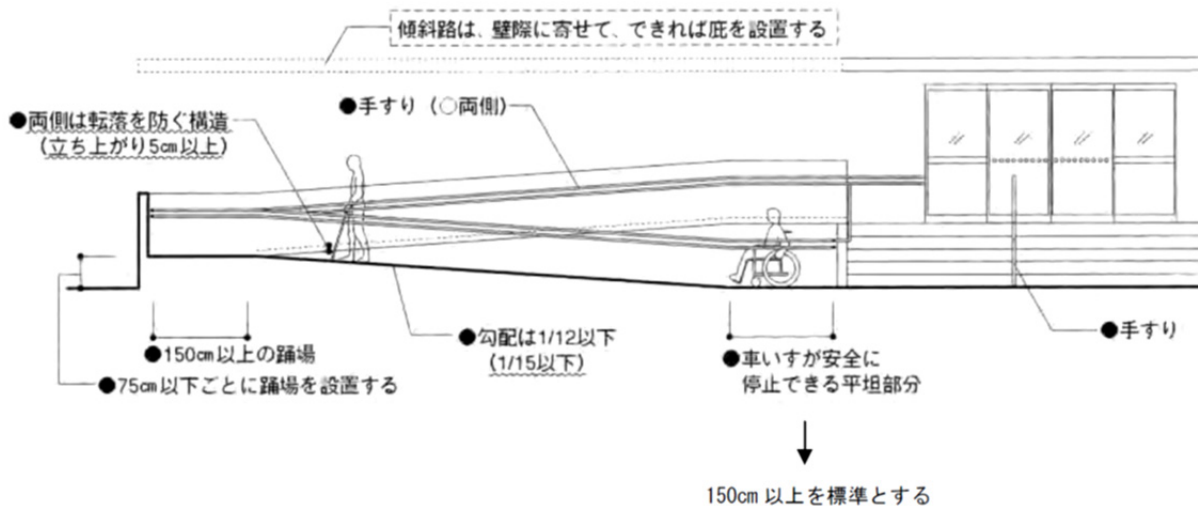
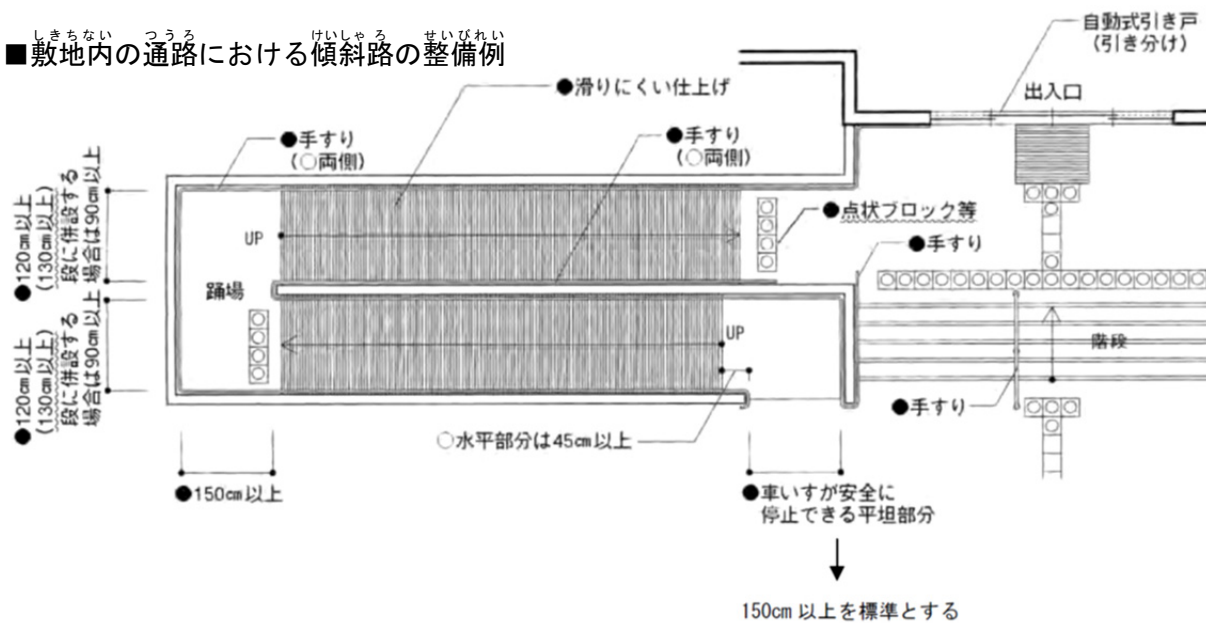


視覚障害者誘導用ブロックと舗装の色が近い場合は、両脇に弱視者がブロックと識別しやすい色の舗装をすることによって、歩行しやすくなります。

敷地内の通路の整備例



敷地内の通路における傾斜路の整備例



8. 浴室等

基本的な考え方

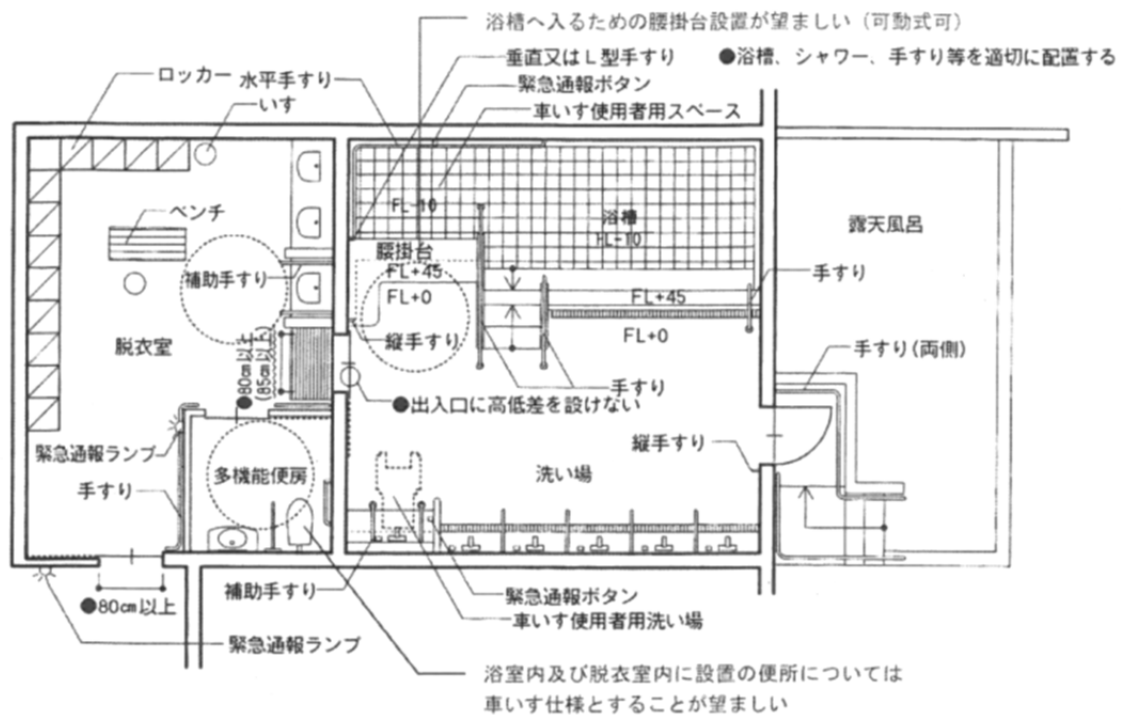
- + 浴室やシャワー室は、転倒等の危険性が高い場所であることから、滑りにくい仕上げ、出入口や洗い場内の段差解消等、安全対策を重視します。
- + 誰もが利用しやすいよう、空間の確保、手すりの設置等について考慮します。

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

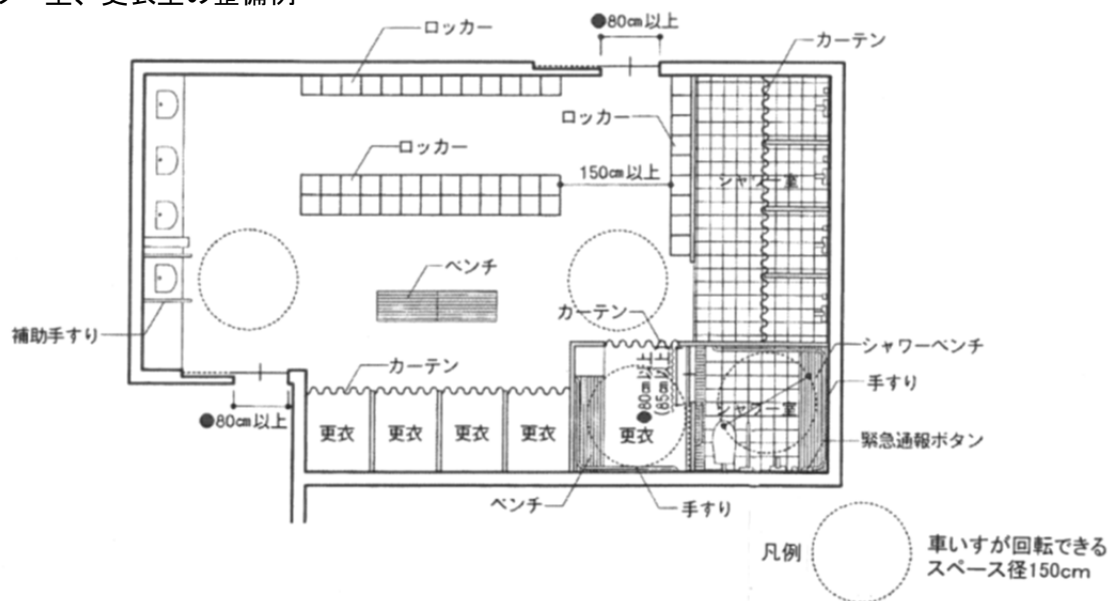
① 障害者、高齢者等に配慮した浴室等の仕様

- 表面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。（P58「2. 床（路面）仕上げの考え方」を参照）
- 障害者、高齢者等に配慮した浴室の大きさは、車いすで浴槽に近接できるとともに、介助者が介助しやすい広さに配慮すること。
- 出入口の幅は、80cm（85cm）以上とすること。
- 出入口に戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動式引き戸にする等、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とするとともに、その前後に高低差がないようにすること。
- 出入口には段差を設けないこと。やむを得ず段差が生じる場合は傾斜路を設けること。（傾斜路の仕様はP12「3. 屋内の傾斜路」を参照）
- 浴室に容易に出入りできるように、手すりを設けること。
 - ・各洗い場の壁面には、立ち座り動作の補助のために手すりを設けること。
- 浴槽に容易に出入りできるように、配慮すること。
- 浴槽への出入りのために、腰掛け台（可動式を含む）を設けること。
- 洗い場の水栓及びシャワーは操作が容易なものとし、座ったまま手の届く位置に設けること。
- 洗い場の水栓は、自動温水調整装置（サーモスタット式）付きとすること。

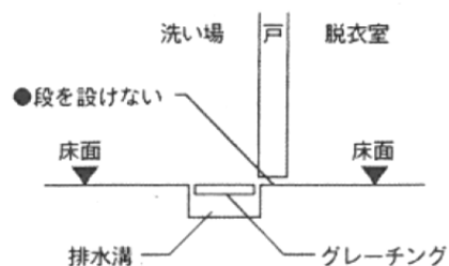
よくしつ せいびれい ■浴室の整備例



しゃわーしつ こういしつ せいびれい ■シャワー室、更衣室の整備例



でいりぐち だんさかいしやう ■出入口の段差解消



9. 客席

基本的な考え方

- + 誰もが音楽鑑賞や観劇、スポーツ観戦、講演会への参加といった活動を楽しめるよう、様々な利用者を想定して整備します。
- + 出入口から容易に到達でき、かつ、舞台やスクリーン等が見やすい位置に車いす使用者用のスペースを設けるほか、聴覚障害者等の利用への対応を考慮します。
- + 要約筆記の内容を会場に映し出す設備や集団補聴装置の設置においては、機材の設置のみにとどまらず、聴覚障害者のための運用に配慮します。

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 車いす使用者用観覧スペースの設置

- 車いす使用者用観覧スペースを、全客席数に 1/200 を乗じて得た数以上設けること。(得た数が 2 未満の場合は 2 区画、10 を超える場合は 10 区画とする) (P56「1. 整備基準等適用表」の 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、4 集会場又は公会堂を対象とする。)

(算定例) 180 席の場合：180 × 1/200 = 0.9 → 2 区画以上

750 席の場合：750 × 1/200 = 3.75 → 4 区画以上

○ 401 席以上の場合は全観覧席数の 0.5% 以上の車いす使用者用観覧スペースを設けること。

② 車いす使用者用観覧スペースの仕様

- 幅は 85 cm 以上とし、奥行は 120 cm 以上とすること。
- 床面は高低差がないものとすること。

③ 車いす使用者等に配慮した通路の確保

○ 車いす使用者等に配慮した観覧スペースは、出入口から近く段差なく到着できるところに設けること。

- 幅は 120 cm 以上とすること。

○ 車いすが方向転換しやすいように幅 180 cm 以上の通路を設けること。

- 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。

ア 手すりを設けること。(手すりの仕様は P8「2. 階段」を参照)

イ 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。(P58「2. 床(路面)仕上げの考え方」を参照)

ウ 幅は 120 cm 以上とすること。(階段に併設する場合は、90 cm 以上とすること。)

エ 勾配は 1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16 cm 以下の場合は、1/8 まで緩和することができる。

オ 高さが 75 cm を超える場合は、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設けること。

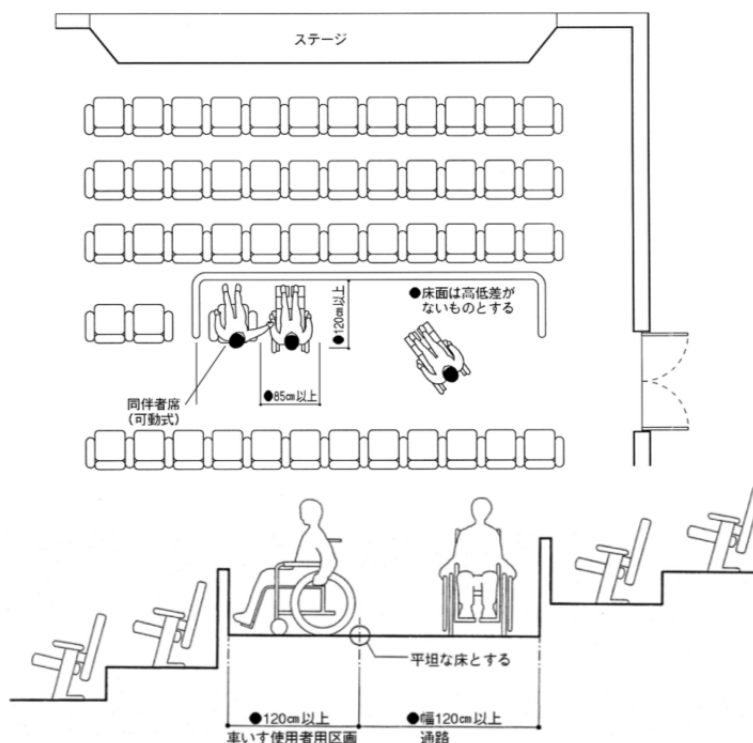
力 起終点には、車いすが安全に停止することができるように、長さ 150 cm 以上の水平部分を設けること。

○スクリーン及びプロジェクター等、要約筆記の内容を会場に映し出すことができる設備を設けること。

④ 集団補聴装置の設置（整備誘導基準）

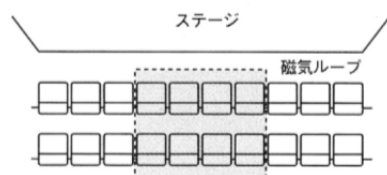
○施設の用途や規模等の必要に応じて、観覧席に聴覚障害者のために磁気ループ等を設けること。（該当の建築物は P56「1. 整備基準等適用表」を参照）

■客室の整備例



■集団補聴設備の例

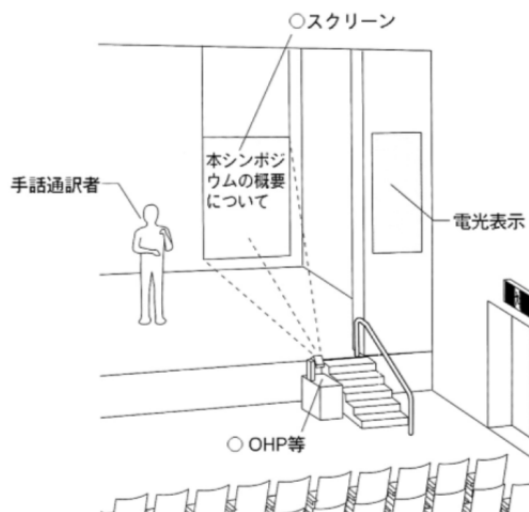
◇磁気ループ



◇赤外線補聴システム



■要約筆記の内容を会場に映し出せる設備の例



10. 案内設備

基本的な考え方

+ 移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は駐車施設の配置を表示します。

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 案内板の設置

●建築物又はその敷地には、車いす使用者等が利用しやすいエレベーター、車いす使用者用便所、車いす使用者用駐車スペース等の配置を表示した案内板等を設けること。

・案内板等とは、案内板のほか、音声案内、案内所を言います。

●案内板には、点字表示や触知板、誘導鈴、音声案内等の設備を設けること。

○案内板には、読みやすいように大きめの文字を使い、色の対比や明度差に配慮すること。

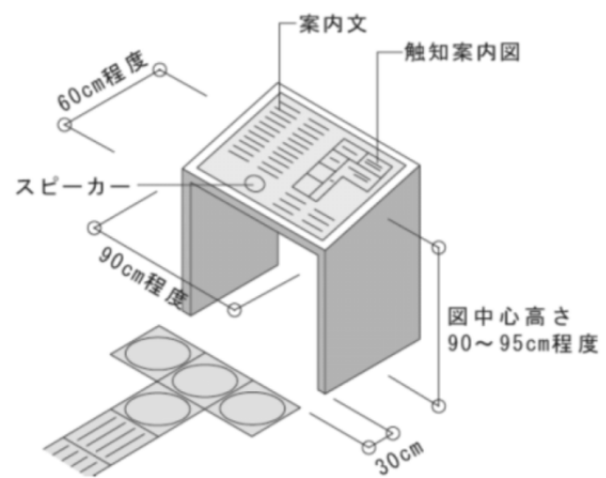
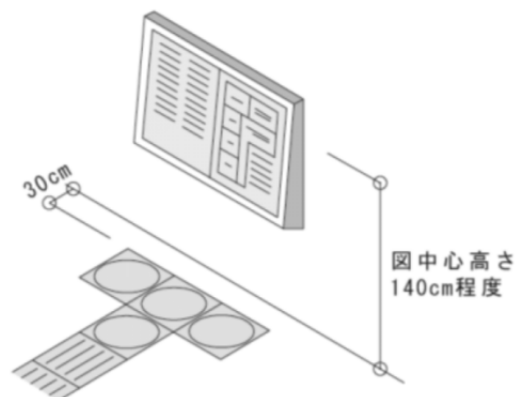
○案内板は、車いす使用者にもわかりやすい位置に設けること。

○案内板には英語等の表示を併記すること。

② 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

●道路から案内版等までの1以上の通路には、線状ブロック等及び点状ブロック等を組み合わせ敷設したもの、又は、音声等により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

案内板の整備例



11. 客室

基本的な考え方

+ ホテル又は旅館において、全客室数が 50 以上の場合は、1 以上の車いす使用者用客室の設置が義務づけられます。

●：整備基準 ○：推奨 ……：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① 車いす使用者用客室の設置

- ホテル又は旅館には、客室の総数が 50 以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室を 1 以上設けること。（車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい）
- 障害者、高齢者等に配慮した客室では、室内に段差を設けないようにし、やむを得ず段差が生じる場合には傾斜路などにより段差を解消すること。
- ベッドの高さは、車いすから乗り降りしやすいように、車いすの座面にあわせて 40cm～45cm 程度とし、車いすで接近できるように下部にフットレストが入るスペースを確保すること。
- 必要に応じて、ベッドのわき等に手すりや転落を防止する防護板などを設置できるよう配慮すること。

② 車いす使用者用便房の仕様

- 便所内に車いす使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車いす使用者用便房が 1 以上設けられている場合を除く。
 - ア 出入口の幅は 80cm 以上とすること。
 - イ 出入口に戸を設ける場合には、自動式引き戸にする等、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

③ 浴室等の仕様

- 浴室等（浴室又はシャワー室）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が 1 以上設けられている場合を除く。
 - ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
 - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - ウ 出入口の幅は 80cm 以上とすること。
 - エ 出入口に戸を設ける場合には、自動式引き戸にする等、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

④ その他

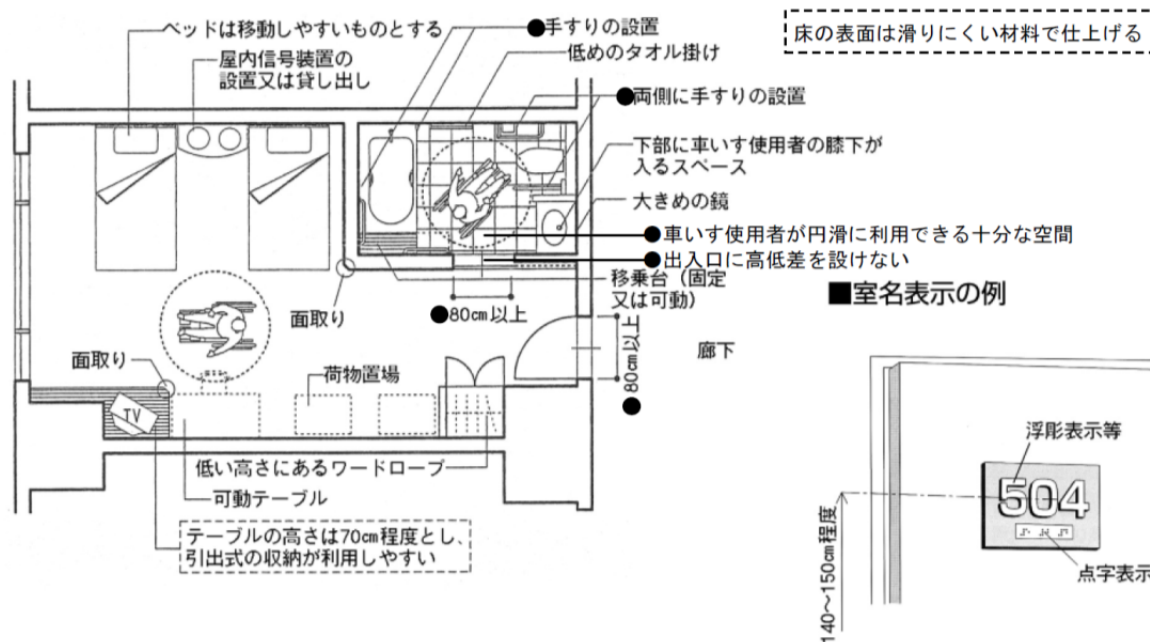
- 浴室や便所には、非常呼出ボタンを設けること。
- 客室の戸は、部屋番号等を点字により表示する等、視覚障害者が円滑に利用できるものとすること。
- 避難経路を示す案内板等は、点字により表示すること。

○聴覚障害者に対応した設備を設置又は貸し出しをすること。

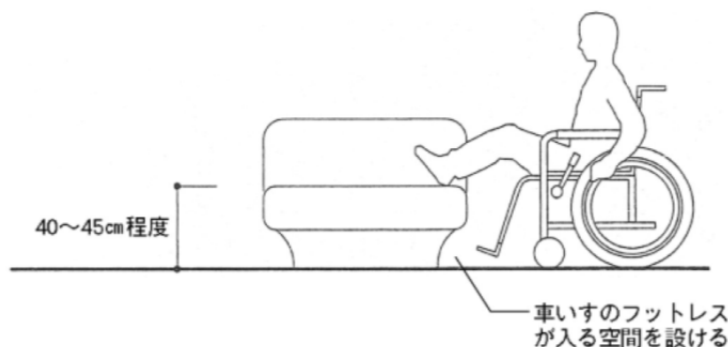
・次のような設備が望まれます。

屋内信号装置（目覚まし時計、ドアのロックやチャイム、火災報知器の警報音、電話やファックスの着信等を感じし、振動やフラッシュライトの点滅等で知らせる装置）、ファックス、音量増幅装置付き電話機、振動式目覚まし時計、文字放送受信テレビ

■客室の整備例



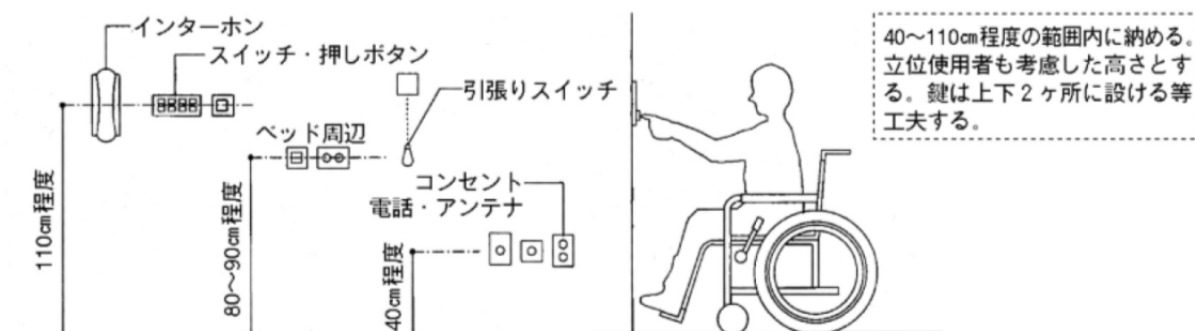
■ベッドの高さの例



■屋内信号装置の例



■コンセント、スイッチの高さの例



12. その他

●：整備基準 ○：推奨：特別特定建築物のみに適用される整備基準

① カウンター・記載台

- カウンター・記載台を設けるときは、車いす使用者等が接近できるように、カウンター等の前面に 150cm×150cm以上の水平なスペースを確保すること。
- 車いす使用者等に配慮したカウンター等は、下部に車いすのキャスターやひざが入るように、高さ 65cm、奥行き45cm程度のスペースを確保したものを設けること。
- 車いす使用者等に配慮したカウンター等には、高齢者などがいすに座って利用できるように、座りやすく、立ち上がりやすい移動式のいすを備え付けること。
- 立位で使用するカウンター等は、杖使用者などが身体を支えられるように固定するとともに、必要に応じて手すりを設けること。

② 電話台

- 公衆電話を設ける場合は、車いす使用者等が近接できるように、電話台の前面に 150cm×150cm以上の水平なスペースを確保し、電話機を1台以上設けること。
- 車いす使用者等に配慮した電話台は、ダイヤルの高さを 100cm程度とし、下部に車いすのキャスターやひざが入るように、高さ 65cm、奥行き45cm程度のスペースを確保すること。
- 視覚障害者や聴覚障害者の利用が多い施設では、視覚障害者用ダイヤル、聴覚障害者用音量増幅装置付受話器などを備えた電話機を設けること。

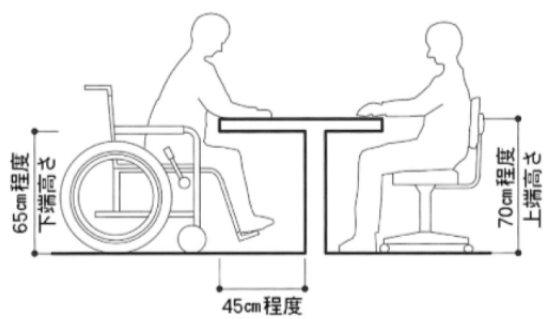
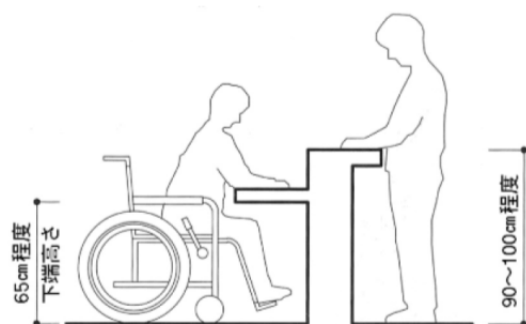
③ 操作機器等

- スイッチやコンセントを設ける場合は、車いす使用者の手が届く範囲を考慮して、床面から 60cm～120cmの高さに取付けること。
- スイッチは軽いタッチで操作できる大型のものを設けること。

④ 緊急避難設備

- 非常口には、つまずきなどを防止するために段差を設けないものとし、やむを得ず段差が生じる場合には傾斜路を設けること。
- 非常を知らせる装置には、聴覚障害者に非常を知らせるランプなどを設けるとともに、視覚障害者に的確な指示を与える案内放送の実施や誘導音声付き誘導灯などを設けること。

■ か う ん た こ せ い び れ い
 カウンターの整備例



⑤ 授乳場所

○授乳場所を1以上設けること。

○授乳場所はベビーベッド、いす等が適切に配置されていること。

・次のような設備が望まれます。

いす、調乳用の流し台、給湯設備、おむつ替え等のためのベビーベッド、洗面器又は手洗器、汚物入れ、荷物棚、フック

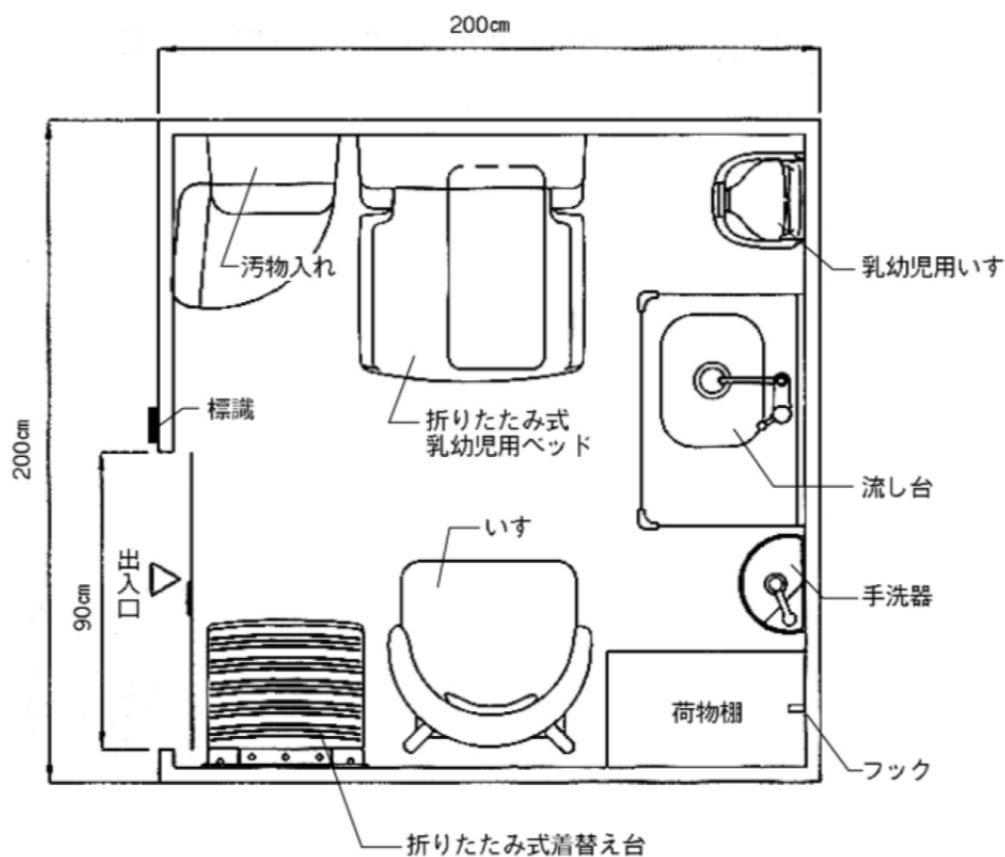
○授乳場所を設けている旨をピクトサイン等により表示すること。

(該当の建築物はP56「1. 整備基準等適用表」を参照)

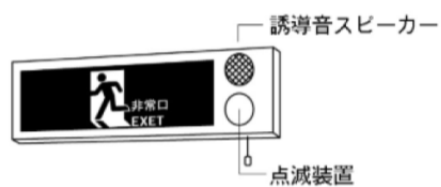
⑥ 避難口誘導灯

○自動火災報知設備を設けるものにあつては、点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯を設けること。(該当の建築物はP56「1. 整備基準等適用表」を参照)

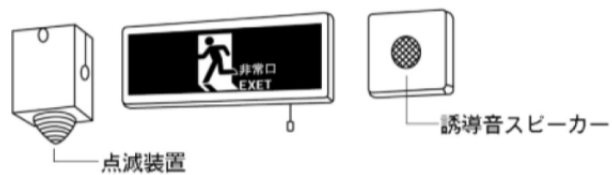
■授乳場所の整備例



■点滅機能・音声誘導機能付き避難口誘導灯の例

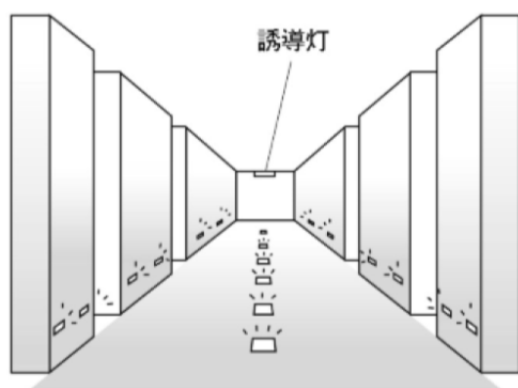


【既設誘導灯に追加取付する方法】

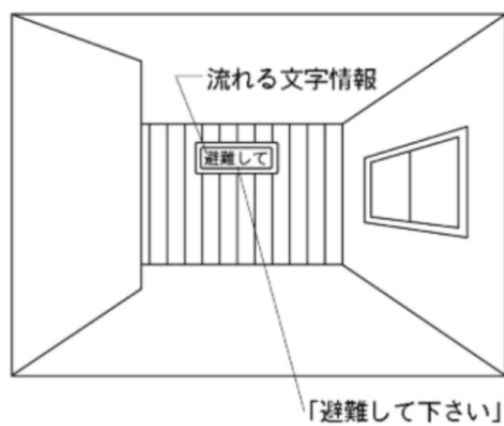


■視覚情報による避難誘導設備のその他の例

◇光走行式避難誘導装置の例



◇文字情報が流れる電光掲示板の例



さんこうしりょう
Ⅲ 参考資料

1. 整備基準等 適用表

用途	
1	学校 特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校） 上記以外のもの
2	病院又は診療所
3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4	集会場又は公会堂
5	展示場
6	卸売市場又は百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗 卸売市場 上記以外のもの
7	ホテル又は旅館
8	事務所 保健所、 税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 上記以外のもの
9	共同住宅、寄宿舎又は下宿
10	老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者が利用するものに限る） 上記以外のもの
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12	体育館、水泳場、ホーリング場 その他これらに類するもの又は遊技場 体育館（一般公共の用に供するものに限る）、 水泳場（一般公共の用に供するものに限る） もしくはホーリング場 遊技場 上記以外のもの
13	博物館、美術館又は図書館
14	公衆浴場
15	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの 飲食店 上記以外のもの
16	理髪店、クリーニング取次店、 質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業 郵便局、銀行その他の金融機関の店舗又は 電気事業・ガス事業・電気通信事業に係る営業所 理髪店、美容院 上記以外のもの
17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、 囲碁教室その他これらに類するもの 自動車教習所又は学習塾 上記以外のもの
18	工場
19	自動車の停留所又は駐車のための施設 一般公共の用に供するもの 上記以外のもの
20	公衆便所
21	公共用歩廊
22	火葬場
23	神社、寺院又は教会
24	消防法第8条の2第1項に規定する地下街

※1 一般に供用されない体育館及び水泳場を除く。

※2 病院及び病室を有する診療所を除く。

※3 1室の床面積が200㎡以上の集会室を有するものを除く。

※4 障害者自立支援法第5条第10項及び第16項に掲げる障害福祉サービス並びに老人福祉法第5条の2第6項に掲げる事業を行うための建築物に限る。

※5 障害者自立支援法第5条7項、第14項及び第15項に掲げる障害福祉サービス並びに老人福祉法第5条の2第3項及び第5項に掲げる事業を行うための建築物に限る。

整備基準				推奨			
昇降機設置義務 対象の概要		便所 子育て支援	小規模緩和	オストメイト 対応便所	授乳場所	避難口 誘導灯	集団視聴設備
用途面積	階数	用途面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積
1,000㎡以上	2						
2,000㎡以上	3						
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	すべて
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	すべて
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
			500㎡未満				
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2		500㎡未満			1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上		10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
3,000㎡以上	3						
3,000㎡以上	3						
1,000㎡以上	2		500㎡未満				
2,000㎡以上	3						
1,000㎡以上	2		500㎡未満			1,000㎡以上	
2,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満		5,000㎡以上	1,000㎡以上	
2,000㎡以上	2		500㎡未満			1,000㎡以上	
		1,000㎡以上	500㎡未満		5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上		10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満			1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
			500㎡未満	10,000㎡以上		1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上				1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満			1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満			1,000㎡以上	
2,000㎡以上	3						
2,000㎡以上	2						
50㎡以上	2		50㎡未満				
						すべて	

2. 床（路面）仕上げの考え方

基本的な考え方

- + 床（路面）の材料及び仕上げは、床（路面）の使用環境を考慮し、障害者や高齢者をはじめ誰もが安全かつ快適に通行できるものとします。
- + 玄関部分等濡れやすい箇所や傾斜面に使用する材料や仕上げについては、特に配慮が必要です。

床（路面）の仕上げと設計・施工上の配慮事項

○外部仕上げ

表面の仕上げ	通行性	配慮事項
・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・豆砂利洗い出し舗装	◆一般に凹凸が少なく、滑りにくいいため通行しやすい。	◆透水性に乏しいため、排水処理について十分な検討が必要になる。
・レンガ舗装 ・タイル舗装 ・インターロッキング舗装 ・木レンガ舗装	◆目地のくぼみが大きいと、車いすに振動が伝わることにより、不快感が生じるだけでなく身体状況によっては通行が困難となる。また、杖やつま先がひっかかりやすい。 ◆路盤が軟弱な場合、舗装材が浮いたり傾いたりして凹凸ができやすい。 ◆素材や仕上げによっては、濡れると滑りやすいものがある。	◆できるだけ目地幅を詰め、不陸がないように仕上げる。 ◆地盤の悪い場所や車が乗り入れる箇所等では、路盤の構造にも留意する。 ◆濡れても滑りにくい材料や仕上げのものを選択する。
・土系舗装	◆一般に凹凸が少なく、滑りにくいいため通行しやすい。	◆雨による浸食等により凹凸ができやすいため、十分な維持補修が必要になる。 ◆透水性に乏しいため、排水処理について十分な検討が必要になる。
・芝舗装 ・木チップ舗装	◆表面が柔らかく、車いすの通行は困難。	◆車いすの通行が予測される箇所には適さない。
・砂利舗装	◆締め固めをしない砂利敷きでは、車いすの車輪が食い込みやすく、通行は困難。	◆車いすの通行が予測される箇所には適さない。
・石張舗装（右欄のほか、レンガ舗装の欄も参照）	◆割肌の小舗石等、表面の凹凸や目地のくぼみが大きいものは、車いす使用者や杖使用者等の通行は困難。 ◆磨き仕上げをしたものは、濡れると滑りやすい。	◆表面の凹凸が大きいものは、車いすの通行が予測される箇所には適さない。 ◆できるだけ目地幅を詰め、不陸がないように仕上げる。 ◆小叩き仕上げやバーナー仕上げ等、凹凸が小さく滑りにくい仕上げとする。

○内部仕上げ

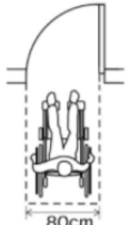
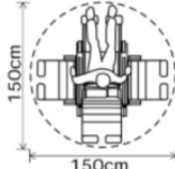
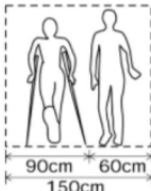
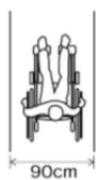
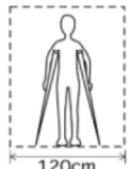
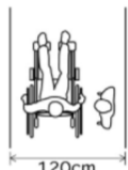
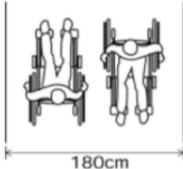
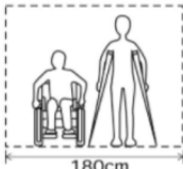
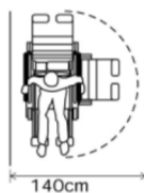
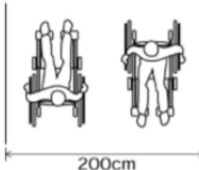
表面の仕上げ	通行性	配慮事項
- 塩化ビニルシート - 塩化ビニルタイル	◆一般に通行しやすい。	◆玄関部分等、濡れやすい箇所はエンボス（凹凸）加工のものを選択する。
- タイル - 石	（上表のタイル舗装、石張舗装の欄を参照）	（上表のタイル舗装、石張舗装の欄を参照）
- じゅうたん - タイルカーペット	◆毛足の長いものは車いすで通行しにくい。	◆毛足の短いものとする。
塗床	◆一般に通行しやすい。	◆水に濡れやすい箇所は、ノンスリップ仕上げとする。
- 木 - フローリング	◆一般に通行しやすいが、素材や仕上げによっては滑りやすいものがある。	◆滑りにくい材料や仕上げのものを選択する。

その他の留意事項

- 滑りにくさが大きく異なる材料の複合使用は、滑ったりつまずいたりする原因となりますので、避けるようにします。
- 置き敷きのじゅうたんや靴拭きマット等は、端部がめくれたり段差となったりしますので、使用にあたっては注意が必要です。

3. 動作空間、車いす等の基本寸法

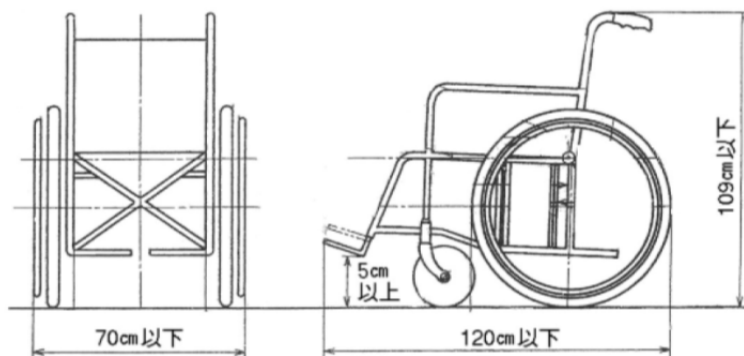
基本的な寸法の考え方

幅	基本的な動作	幅	基本的な動作
80cm	・車いすが通過できる幅 [例] 屋内の出入口の幅 	150cm	・車いすが360°回転できる幅  ・車いすと歩行者がすれ違える幅  ・二本杖使用者と歩行者がすれ違える幅 
90cm	・車いすが通過しやすい幅 [例] 玄関の出入口の幅 		
120cm	・二本杖使用者が通行しやすい幅  ・車いすが通行しやすい幅 ・歩行者が横向きになれば車いすとすれ違える幅 [例] 廊下の幅 	180cm	・車いす同士がすれ違える幅  ・二本杖使用者と車いすがすれ違える幅 [例] 望ましい廊下の幅 
140cm	・車いすが180°転回できる幅 [例] 廊下の幅 	200cm	・車いすが同士が走行できる幅 [例] 歩道の幅 

くるま すんぽう
車いすの寸法

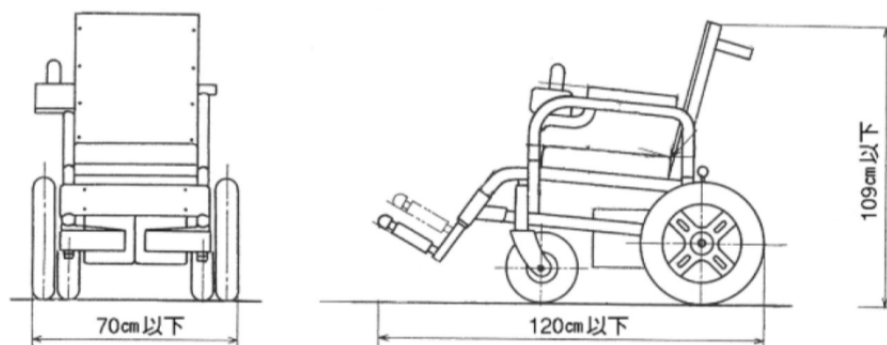
■ しゅどうくるま すんぽう
手動車いすの寸法 (JIS T 9201)

自走用標準型

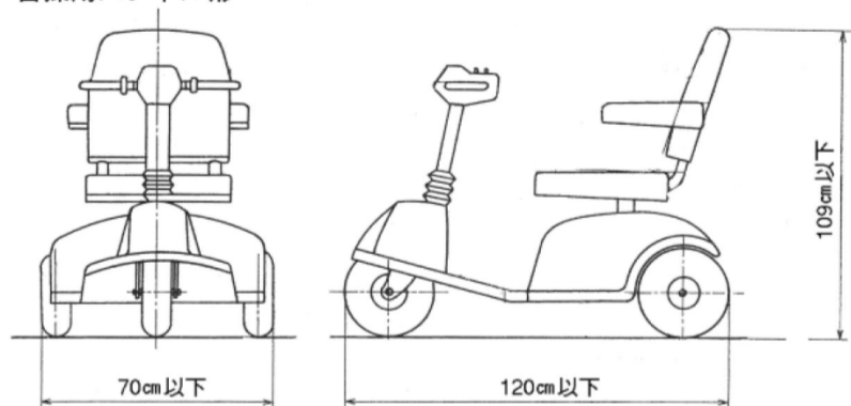


■ でんどうくるま すんぽう
電動車いすの寸法 (JIS T 9201)

自操用標準形

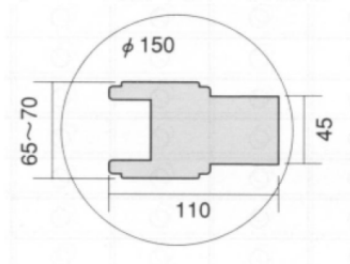


自操用ハンドル形



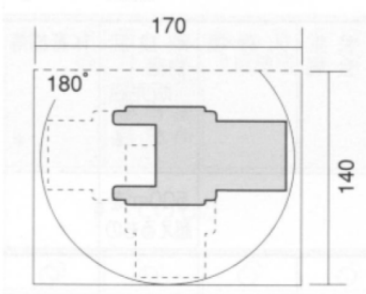
■手動車いすの
最小動作空間

◇360° 回転（最小の回転円）

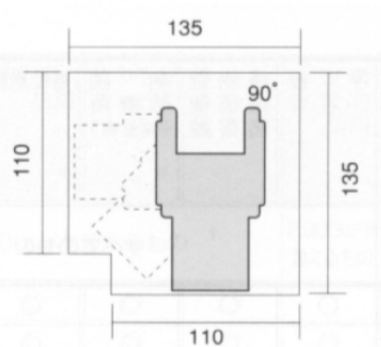


◇180° 回転

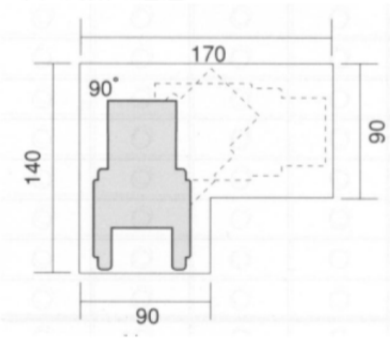
[単位：cm]



◇90° 回転

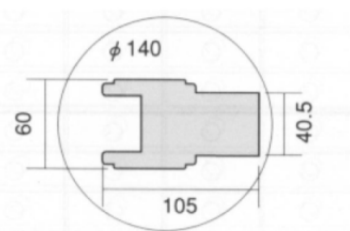


◇直角路の通過

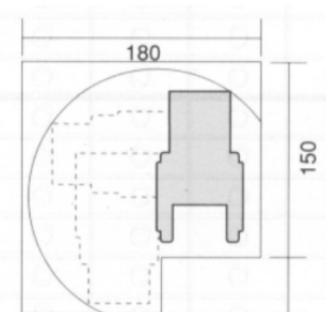


■電動車いすの
最小動作空間

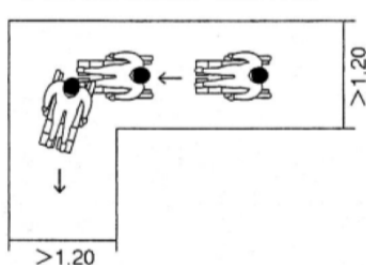
◇360° 回転（最小の回転円）



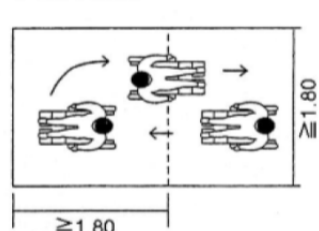
◇180° 回転（片側車輪中心）



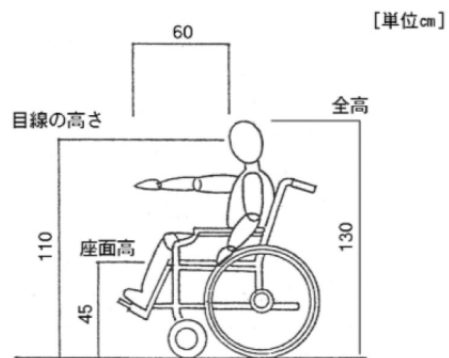
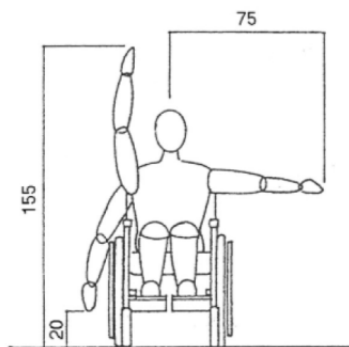
◇直角路の通過（屋外用）



◇方向転換



くるま しょうしゃ にんげんこうがくてきすんぽう
車いす使用者の人間工学的寸法

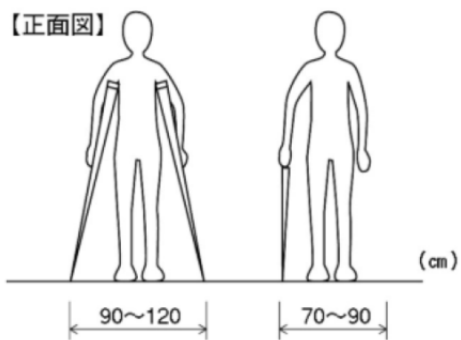


つえしやうしゃ にんげんこうがくてきすんぽう
杖使用者の人間工学的寸法

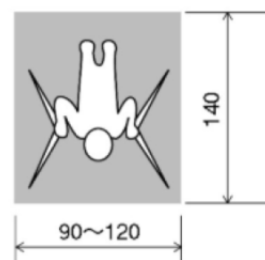
【占有幅】



【正面図】



【動作に必要な幅】

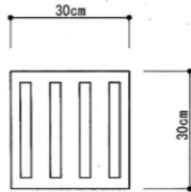


4. 視覚障害者誘導用ブロック等

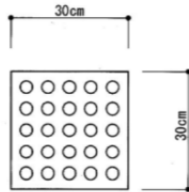
基本的な仕様

視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 (JIS T 9251)

◇線状ブロック等 (誘導)



◇点状ブロック等 (警告・注意喚起)



◇線状突起の形状及びその配列

線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

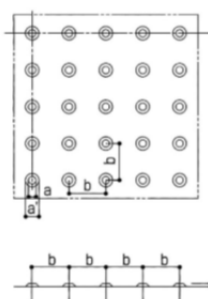


記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	+1 0
c	5	
d	270以上	
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分 (突起の長手方向) における突起と突起の上辺部との間隔は、30mm以下とする。

◇点状突起の形状及びその配列

点状突起を配列するブロック等の大きさは、300mm (目地込み) 四方以上で、点状突起の数は25 (5×5) 点を下限とし点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

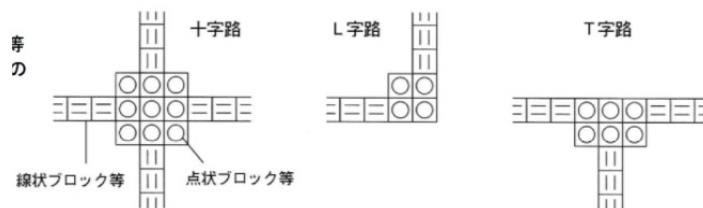


記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a+10	
b	55~60*	+1 0
c	5	

注* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の配慮事項

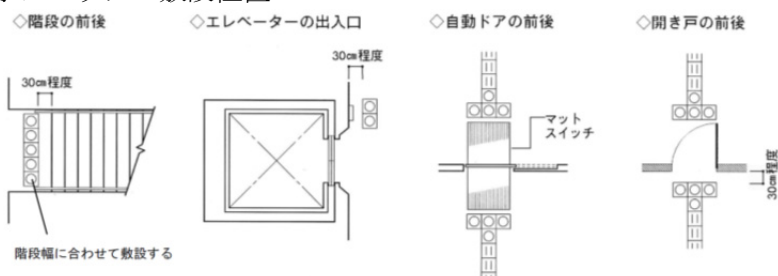
○屋外での敷設例



○屋内での敷設例



○点字ブロックの敷設位置



5. 標準案内用図記号



■ 安全 Safety



■ 禁止 Prohibition



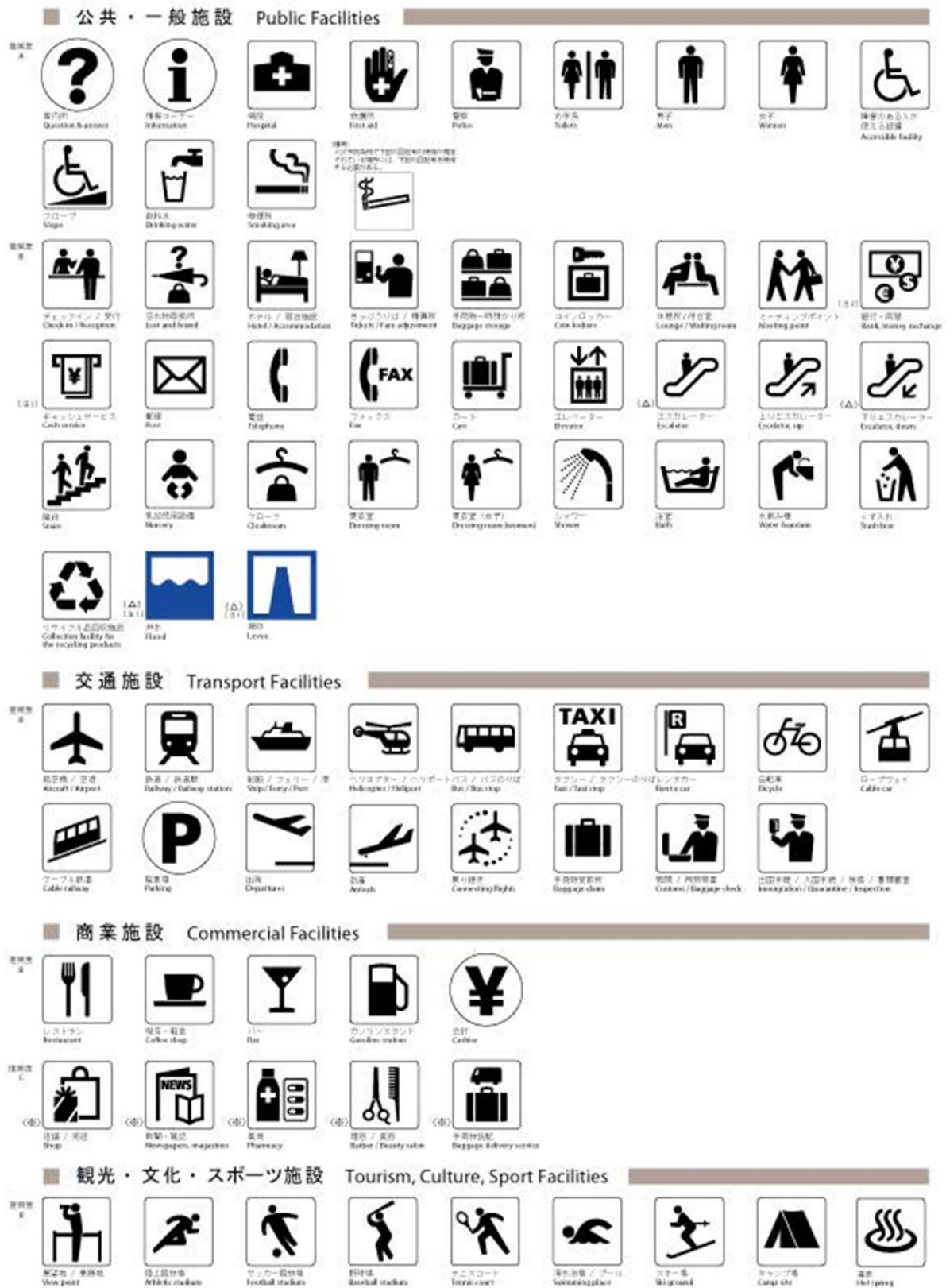
■ 注意 Warning



■ 指示 Mandatory



※: JIS化されていない図記号
△: JISにのみ掲載されている図記号
□: 標準案内用図記号にのみ
掲載されている図記号
注1: 文字による補助表示が必要
注2: 通貨記号の差し替え 可



出典)「公益財団法人 交通エコロジ・モビリティ財団」

(http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_jis110.html)

<参考資料>

- ・京都府「京都府福祉のまちづくり条例整備マニュアル」(平成25年改定)
- ・公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団「標準案内用図記号 一覧」